

平成18年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成18年11月29日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 5時00分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成17年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成17年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成17年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成17年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成17年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成17年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成17年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成17年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成17年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（22名）

委員 山居 忠彰 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 丹 正 臣 君

委員 小池 浩美 君

委員 平野 洋一 君

委員 遠山 昭二 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 田宮 正秋 君

委員 池田 亨 君

委員 菅原 清一郎 君

委員長 神田 壽昭 君

委員 北口 雄幸 君

委員 井上 久嗣 君

副委員長 粥川 章 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 足利 光治 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 山田 道行 君

委員 斉藤 昇 君

委員 牧野 勇司 君

委員 中村 稔 君

委員 岡田 久俊 君

事務局出席者

議会事務局長 辻 本 幸 慈 君

議会事務局
総務課主幹 近 藤 康 弘 君

議会事務局
総務課主事 岩 端 聖 子 君

議会事務局
総務課長 藤 田 功 君

議会事務局
総務課主査 浅 利 知 充 君

(午前10時00分開議)

副委員長(粥川 章君) ただいまの出席委員は20名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(粥川 章君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

なお、丹 正臣委員及び神田壽昭委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(粥川 章君) それでは、これより28日に引き続き総括質問を行います。

池田 亨委員。

委員(池田 亨君) それでは、総括質疑を通告した項目についていたします。

その前に、平成17年度のこの決算状況をざっと見させていただいて、不用額が3億ちょっと出ている。このことはいろいろな議論があると思いますけれども、これはやはり経費の節減に努力した結果、こういう形で推移したもの、そういうようなことですが、私は敬意と、それから評価をさせていただきたいと、こう思います。

そんなことで、第1項目めは2006年の市勢要覧について、若干時間をいただいて議論をさせていただきたいと思います。

この関係につきましては、実は、多分18年の第1回定例会だと思いましたがけれども、平成13年の市勢要覧に日甜の写真が出ていない。これは一体、日甜というのはこの土別においてどんな評価をされているのかということで、見解を求めた経過がございます。幸いにして、今回、2006年のこの市勢要覧を拝見いたしますと日甜の写真が掲載されております。

16年、それから過去の市勢要覧を拝見いたしますと、何やらここに小さく写真を載せて、ほとんど中身の文章は変わらないんで、これは、ちょっと議会で言われたんで、これちょっと突っ込んでおけというような、そんなような形でひょっとしたらつくられたのかもしらんなんで思いましたね。

ちょっとこの日甜の土別市における評価といたしますかね、そんなのをどういうふうにとらえていらっしゃるのか、最初にお聞かせいただきたいと思います。

副委員長(粥川 章君) 鈴木企画振興室長。

企画振興室長(鈴木久典君) お答えを申し上げます。

日甜の関係の御質問がありましたけれども、このビートというのはこの地域において、寒冷地作物として輪作体系には欠くことができないという作物でありまして、また日甜土別精糖所の存在というのも、本市にとっては農業振興の面のみならず、工業、あるいは雇用の面で、極めて大きな役割を果たしていただいているものというふうに認識をいたしております。

そのようなこともありまして、本市に立地する企業として日甜さんとは常日ごろから情報交換などに努めているところでありまして、特にこの議会でも何回か報告させてもらっていますが、一昨年、日甜の副産物を製造するに当たりまして、本市で水利権をとって日甜の方に供給

したというような事例もございますので、他の企業と同様に大変重要な企業だという認識を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） であるんだとするならば、この扱いが果たしてどうなのかなという感じがするんですね。

実は、過去何回分ですか、ちょっと見させていただいたんですよ、市勢要覧。そうしますと、かなり大きく扱った時期もあるようですし、今だんだんと誘致企業が多くなってきてそのスペースがなくなったということなのかもしれませんけれども、やはり日甜のこの表記について、写真だけでなく、この本文の中にあってもいいのではないかと、そんな感じがするんですがね。

これは編集権の分野にかかわることになるわけですから、決して編集権を侵すようなつもりはありませんけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせいただければなと思っております。

副委員長（粥川 章君） 林企画課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

市勢要覧の中での写真なり、文中の表記の関係でございます。ただいま池田委員の方から御質問のありました平成18年版の市勢要覧につきましては、朝日町、土別市、合併後の初の市勢要覧ということでございます。それで、合併前につきましては、それぞれ土別市におきましては28ページ立ての市勢要覧、旧朝日町におきましては32ページ立ての市勢要覧ということで、それぞれ、市なり、町のまちづくりの様子を紹介してきたところでございます。それで、このたびの合併に伴いまして、企画構成的にはA4判の28ページ立ての構成となったところでございます。こういった中で、旧土別、旧朝日のそれぞれの取り組みをこういった形の中でまとめて構成したわけでございます。

この中でも、例えば今委員の指摘のありました商工業の中では、見開き2ページの中でそれぞれの商業、工業の取り組みを紹介しております。そこで日甜の写真の扱いがちょっと小さいという御指摘がございました。こういったことにつきましては、その前のページの例えば農業につきましても、商工業につきましても、次の観光につきましても、構成としては同じでございます。右側のページには人の動き、それらの感じ取れる大き目の写真。左手の方には、それぞれの取り組みの様子を4枚から5枚の写真でそれぞれ組み立てているところでございます。

そこで委員の方から、日甜の取り組みについて文中の中でももう少し具体的に表記してはということの御意見であります。市勢要覧につきましては、2年に1回つくっております。次回の作成となりますと2008年の作成となりますので、その中で例えば工業の中でいろいろ日甜さんの取り組みはございますけれども、いろいろな誘致企業とのかかわりもございまして、具体的にそういった企業の名前を出しているいろいろな形で表記することがいいのかなどうかを含めまして、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 多分、個別の企業名を出して表記するのがいいのかどうかという、これは一つ考え方がありますよという答弁があるだろうということは、想定は実はしてありました。

多分、そういう特定の企業名を表記することを避けて、これは農業の生産物や地域資源を活用した食品、工業及びと、こういうようなくくりになったんだと思います。だとするならば、その後23ページに、この自動車等試験研究の町ということで、この文章の中には明確に企業名を入れているわけですね。ですから、こういった編集をする場合に、やはり必ず整合性は持たなければならぬだろうと、こう思うんですよ。世界のトヨタと、今輸入糖分でもって経営がいろいろと大変な状況にある企業とは、これは比べものにならんかもしれせんけれども、私はこの土別の状況を考えますと、この日甜の置かれている状況というのは、非常に重要な意味合いを持つんだらうと思っているんですよ。

例えば、この畑作の状況を見てみますと、実はビートの作付面積は、この畑作のうちでは1割ちょっとを超えているんですね。10.03%です。それから、総作付面積と比較しても3.15%があって、しかも土別のてん菜の生産量は、これは平成17年度の数字でありますけれども、大体収量にして3万1,700トンなんだ。てん菜粗生産額が5億3,200万円になっているんですね。こういった状況をきちっと踏まえるのであれば、これはもう少しこの日甜のこの写真の扱いもただここに載せればいいというのでなく。しかもこの写真は、これは多分私の目に狂いがなければ、平成7年、平成11年にも使っている写真なんですね。

ですから、もう少しこういった私たちの町を紹介するものとすれば、これは市長の市政執行方針を具体化したものが、具現化したものが私は市勢要覧なんだらうと思っています。そうすると、もう少しこれらの編集についても私は大事に扱ってほしいと、こう思っているんです。

ですから、ここの部分は、ただ単に写真が大きいとか、小さいだとかという次元で私は議論しているつもりはないんです。ですから、ここはもう少し大切に扱っていただきたいなと、こう思います。

それで、先ほど答弁の中で、2008年度において、これは多少考慮をされるというふうに答弁をされたというふうに受け取ってよろしいのかどうか、そこら辺お聞かせいただきたいと思えます。

副委員長（粥川 章君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 市勢要覧をめくって、池田委員がこれまで随分調査、研究、検討を重ねてこられたように聞いておりましたけれども、今のお話を聞いていて、やはり日甜というのはこの土別の本当に歴史とともに歩んできて、しかも今、砂糖というのがすごく余っている中で、なくてはならない工場として土別に存在をしてくれているということについては、私もこれは大変ありがたいことと思っておりますし、また、砂糖をどんどん生産せんきゃならんといった時期に、面積の制約もない中でなかなかビートを栽培する人方が少なかったときに、少なくとも三千数百万円という金を投じてきた会社でもあると、そういう意味からしても、輪作体系を組んでいくという、もうなくてはならない作物であり、また今後とも、そういうなくてはなら

ない作物であるということの認識にも立っていますし、また、日甜自体が単に砂糖の製造工場というだけではなくて、新しい開発分野にも挑戦をしておるということもありますから、私どもは、時間がかかる水利権の確保についても真剣に取り組んで、日甜のお気持ちにこたえてきたと、そういう経過があります。

今、トヨタが大きい、日甜はいろいろなお話があったようですけども、決してそういう差別化なんていうのは考えておらないんですけども、御指摘のような点でいろいろ懸念される面がこれはあるということになれば、私は、改めて今後においてはそういうことのないように、誤解を生まないように最善を尽くしていくことがやはりベターなのかなと思って聞いておりますので、今後はそういった点については十分意を配してまいりたいと、そんなふうに思っておりますので御理解をいただきたいと思えます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 今、市長の方からこの問題について総括的な考え方が示されましたので、この項は終わりにしたいと思います。

それで、市勢要覧の同じところに、こういうくだりがあるんですね。自動車試験施設や製縫工場などの立地企業も地場の工業とともに市の発展に大きく貢献しています。工業の躍進は新たな雇用や事業を創出することから、地域振興の大きな原動力となっております。そして、企業の誘致に今努めていきますと、こういうふうに書かれているわけです。

これは個別の課題になりますけれども、11月8日の日にベルコ士別会館の落成式がございました。これは、多分いろいろな忙しい事情があったんだと思えますけれども、残念ながら行政側からの出席がなかったと。これは、私は、ここに働く人がパートさんも含めて、30人ぐらい今あそこに登録されている方がいらっしゃるんだそうです。そして、20日間の間に10件ぐらいの既に葬式もやられている。こんなふうに、こう聞きますと、これはやはり市民のニーズにこたえて進出してきた企業だと、こういうふうに思えます。

それからもう一つは、そこに働いている人が、どういう思いでここで働いているのかということ、こう考えますと、これは市長が直接ということではないけれども、行政機関から、やはり市長が出られなければ助役、助役が出られなければ部長、部長が出られなければどなたか課長さんが出て、そしてメッセージを発信してもよかったのではないかなと、こんな気がします。

これは既に終わってしまったことでありますから、今後このような場合にどのような対応をなさるのか、ひとつお聞かせいただきたいと思えます。

副委員長（粥川 章君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） このいきさつについては私から直接答弁をした方がいいと思えますので、申し上げますが、実は事前にベルコ会館のトップの方が従業員の方と2人でみえられました。ぜひ当日は落成式に出ていただきたいと、御祝辞をお願いしたいということだったんですが、ちょうどあれが時間が1時からだったか.....。

(「12時」の声あり)

12時ですね。

それで、朝日地区の一番奥で市長と語る会が実は開催されるということで、その事情について説明をしまして、もちろん助役についていかがでしょうかということ、助役もちょうどあ
のとき会議やらで日程がどうしても調整がつかないということで、部長も市長と語る会に出て
いくというような、そんなスケジュールの1日でした。そこで、私は、議長が出られる
というふうな話は事前に承知しておりましたので、できれば、そうすると議長さんの方から
でも御祝辞の方はお願いすることにはいかがなものでしょうかと私から申し上げました。

結果としては、そのような形で、岡田議長さんが当日参りましてお祝いの言葉を申し上げた
と、そういうことです。決して来た企業を粗末にするとか、これもまた差別なんていう、
そんな視点で私どもは日常の業務は扱っていないということは御了解いただきたいし、また、
そういう面で、業界の方からも、何も別に、私どもが行かなかったからというようなトラブっ
たような問題も起きておらないことを御理解いただければと思っています。

副委員長(粥川 章君) 池田委員。

委員(池田 亨君) ああいう業者さんというのは、それは荒立てないで事を済ますという、そ
ういうのがもう大体、ああいった特に顧客を大事にする職種の場合はそれが通例なんです。私
は、やはり議会とそれからこの行政機関というのは全く別な人格であるわけでありまして、
管理職の皆さん、名簿を調べてみましたら113人おります。その中で市長のメッセージを持って
行って代読するぐらいの配慮は、私はあってもよかったんではないかなと、これは私の思いで
す。

今、市長から当時のいきさつをお聞かせいただいたんで、私は意見としてこれは申し上げて
おくということにとどめさせていただきたいと思います。

次に、市政懇談会ですね。市長と語る会と行政懇談会です。

これについては、昨日、牧野議員の方から実は質問をされておりますから、重複する部分は
私は避けたいと思います。私が率直に感じたことを申し上げさせていただいて、改善する余地
があるのかなのか、そこら辺を端的にお答えをいただければと思います。

私も、この合併して初めての年度でございますし、これは市長と語る会、できれば全会場を
回らせていただいて、今土別のこの町の中にどういった課題があるのかを1人の議員として学
ばせていただきたい、そういう思いで実はいたわけでありまして、最終的にいろいろな
事情がございまして、出席させていただいたのは6つの会場にとどまりました。

6つの会場で感じたことは、これは比較的人数の少ない会場だったわけでありまして、行政機
関の方の方が住民の方の数よりも多かった、そういうことが1つ気になりました。

それからもう一つは、やはりこれは市長と語る会に出席された方に直接聞いたわけですが、
あれだけ並べられるとなかなか発言がしにくいんだと、こんな率直な意見も聞かされてお
りました。私は、やはり市長と語る会ですから余り構えないで、市長さん、実はどうもここに

こんな問題があるんですよとか、そういう平たい話ができるような雰囲気の方が望ましいのではないかと、これは私の感じです。そんな思いをしてきていました。

それから、いろいろ事務当局にお聞きしますと、その場で出た課題について、できるだけ速やかに答えたい。だから、どうしてもあれだけの人が必要なんですと、こういうふうに言われておりましたけれども、実は、茂志利、これは発言された方、行政機関の方は三方です。壬子では5人です。それから、中央農村地区の勤労者体育センターでやったのは、これは5人です。ずっとこういうふうに見てきまして、大体司会の方が何かないかといって指名をして、発言を誘ったという事例もございますから、これは出席者の場合も、行政機関が並んでいると発言がしにくいというこの雰囲気は、私はあるんだろうと思います。できるだけ市長がじかに住民の皆さんと話し合うということになれば、私は、そう大人数が大挙してそこに赴かなくても、この目的は達せられるのではないかな、こう思うんです。

私はそういうふうには思っているんですけども、これは実際、行政側がどのように感じておられるかお聞かせをいただきたいと、こう思います。

副委員長（粥川 章君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） 市長と語る会と行政懇談会について、お尋ねがございました。行政側の参加人数が多くて、市民サイドは、ずらりと並べられると圧倒されてなかなか発言ができないというお話でございましたが、昨日も牧野委員のご質問にお答えいたしましたとおり、市長とじかに極めてフランクな状況で対話をしたいという市民の意向がある一方で、具体的な地域の課題について、持ち帰って検討するではなくて、なるべくその場で即答をいただけることが必要だということも一方にはございまして、主催者側である自治連もその2つの部分で揺れ動いておりまして、たまたま今年度につきましては、各部長が都合がつけば会場に赴くということで、最大限多かった会場では職員が17人参加した会場もございます。

そこにつきましては女性と語る会だったわけですけども、ごく具体的な内容が出るというようなことで、それについて即座にお答えができればというような行政側の配慮でもあったわけですけども、一方で話しづらいという雰囲気も招いたということもございますので、昨日の牧野委員にもお答えをいたしましたとおり、なるべくその両方のニーズというのか、それを一挙にニーズにこたえることは難しいですので、2つのパターンを考えるような形で、1つは全体的な大人数の中で、じっくりと時間をかけて市の考えですとか市長の考えですとかをお伝えをする機会、それとごく少人数で地域に出向いて、これまでのような大きな会場ではなくて小さなところで、ごく限られた人数で市民と対話をできるような機会ということで、2通りの方向で自治連とも検討を重ねて、少しでも市民が気軽に参加できて、参加してよかったと思えるような市長と語る会、行政懇談会になるように努めてまいりたいと考えております。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それで、もう一点私が感じたのは、この新市の総合計画、これはスライドを丁寧に見せていただきました。最後にこれはスライドの写真の16コマですか、皆さんの御意

見、御提言をお寄せください、こういうくだりがございました。これは勤労者体育センターの農村部のときでしたでしょうか、何かないかという司会の方が聞かれたときに、今ここで言われても、それは意見なんか出せないよと、そんな声もございました。そのときの答えは、いずれ後また機会を見て、各団体等を通じて皆さんの意見を聞きますというふうな言い回しだと思いましたが、そんな形でこの質問に対する答弁で終わったのではないかなと、そんなふうに私は感じていました。

そこで、私は、こういった懇談会に出てこられる方というのはかなり市政に関心を持って、ぜひこういったことも聞きたいし、それから聞かせてももらいたいという、そんな意識があったのではないかなと、こういうふうに思うわけです。私は、少なくともあの場で意見を求めるとすれば、求める手法というのをもう少し明確に説明しておく必要があったのではないかと、そんな気がします。

後からちょっと気がついたんですけれども、例えばそのときに回答を示すような用紙を配布して、後で何かあれば届けてくださいというような形で、そういった呼びかけをする。そうすると、今年は268人ですか、その方が参加されたとすれば、268人にそういった手だてをすれば、何人かの人は何か意見を寄せてくれるかもしれない。1人で書けなければ、何人かの人相談をして、そのことについての意見を寄せてくれるかもしれない。そういうことによって、この総合計画が市民との共有する部分というのはかなり多くなっていくのかなと、そんな感じがするんです。

ですから、この意見を聞く手法について、ただ単に後ほど団体を通じて皆さんの声を聞く、それから聞く機会をつくるということだけではなくて、もう少し何か手だてを考える方法がないか、そこら辺のところのひとつ考え方をお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

今の池田委員の方からお話がありましたように、映像を見て、その後すぐ意見をいただくというのは、これは極めて難しい面もあるということは私どもも理解をしております。今、池田委員がおっしゃられたような、あらかじめ用紙を配るだとか、そういったやり方については今後検討する余地はあるかなというふうに考えてございます。

ただ、当日も、福祉のまちづくり、あるいは農業展望、これらの面でも貴重な意見もお寄せいただいておりますし、語る会が終わった後についても、当日ちょっと聞けなかったところをもう一回聞かせてほしいというようなお話もいただいているところでもありますので、いつでも御意見についてはお寄せいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

それから、意見聴取の手法ということでお話がありましたけれども、総合計画については今6月から振興審議会の方に諮問をいたしております、10月からワークショップで自由に意見を述べてもらうという手法をとってございます。特にワークショップの方では、政策に関する事、あるいは地域資源に関する事のことの意見をいただいているところでありますが、今回も語

る会でいろいろな意見もいただいております。それから、今後については各種団体との意見交換会ということで予定をいたしてございます。

そのほか意見を聴取する手法としては、今のところまだ具体的な手法ということについては一定の方向を見ておりませんが、前回、総合計画策定時に実施をいたしましたまちづくり市民提言箱、こういった事例もございます。それから、今回の市民アンケートの中で、政策に関しての御意見が、241人の方から336の意見があります。それから、自由に意見を書いていただく、この欄にも、259人の方から405の意見がございまして、こうした意見を大切にしながら、今後基本構想、これを今まとめている段階ですので、この基本構想がまとまり次第、市民の皆様意見を聞く機会をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ひとつ市民がなるべく参加したという意識が持てるような、そういうような御配慮をぜひお願いしたいと、こう思います。

それで、今度は学童等の安全確保と危機管理について、多少現状などもお聞きしながら考え方を申し上げてみたいと思います。

まず、通学児童の定刻登校等、それから下校の対策ですね。現状どのような形で行われているのかお聞かせをいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 小山内学校教育課主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） 御質問にお答えいたします。

各小中学校の登下校につきましては、近年、不審者対策、それから交通安全、また悪天候等のかかわりによりまして、集団下校をしたり、また学校によっては月1回、もしくは年2回の集団下校の訓練を実施してみたり、また学年別による一斉下校ということも実施しております。

また、地域の方々、またPTAの御協力を得ながら、交通安全パトロールを実施していただいたり、教職員も交通安全パトロール等などの標識を自分の車に張りまして、児童・生徒の登下校のときに巡回をしていただくというようなことも実施しております。

また、各学校におきましては、安全マップ等を使いまして学級の中、校内の中に張ってございますので、それをもとに安全確認を行うなどお願いしているところでございます。

また、本年度につきましては7月24日に通学路等ボランティアの研修会がございまして、それに出席しました校長先生がおられますので、その校長先生を講師に、第2回児童・生徒に対する不審者対策に対する連絡会議とあわせまして、地域の方々、PTA、防犯協会、自治連、警察の方も御出席いただきまして、再度連携を組むようなお話もしていただいている現状にございます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 今お答えいただきましたけれども、この関係では非常に学校の現場の負担

が多くなっているのかなという感じがいたします。

私も、これは下校時ですけれども、先生が引率して歩いている姿を何度か見ております。これは、こういった事故が起きるとということによる1つの困った現象なのかなと思いますけれども、いずれにしても、これは学校現場の負担だけではなくて、全体がどうこの負担を負って子供の安全を守るかということが問われる事案なんだろうと、こう思います。

そこで、今ボランティア研修会に参加された校長先生を講師にして、いろいろな子供の安全確保のための研修会なども開催されるようでありますから、これはひとつ子供の事故を起こさせないというような、そういうような形でぜひ取り組んでいただきたいなと、こう思います。

そこで、この防犯パトロールの関係なんですけれども、今士別市の実態はどんなふうになっているのか、これお答えをいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 防犯パトロール車の関係でございますけれども、士別市行政の取り組み、それから民間の取り組みがございまして、市の方といたしましては、交通安全指導車を初めといたしまして、防犯パトロール車、こういったものに、交通安全指導車の方は赤灯ということになりますけれども、青色回転灯をつけました防犯車をもちまして巡回、啓蒙啓発をする中で、児童・生徒の登下校時に対する安全確保について努めているところでございます。

また、このほか民間の団体の方から、車の上部に青色回転灯をつけていただく青色回転灯の装着車を40台、許可を得まして、それぞれいろいろな自治会、あるいはPTA、事業者とか、そういったものの方々の協力を得る中で、学校関係者だけではなく地域の方々が一体となって、児童・生徒の安全・安心を守るというような活動を進めているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） それで、民間の取り組みというふうにくくられるんだと思いますけれども、自治会だとかPTA会だとか、それから自治会で青色灯をやっているというのは、これは今有馬次長のお答えの中に、この40台の中に含まれているのかなと思いますけれども、そのほかいろいろな表示をしたり、それから子ども110番の表示をしたりして、かなり幅広くやられているなという、そんなふうな感じを持つわけですけれども、そういった取り組みの全体がどのような形になっているのか、これをちょっとデータがあればお知らせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 氏家環境生活課主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） お答えいたします。

民間の取り組みということでお尋ねがございましたけれども、全体の分としてはいろいろあると思いますけれども、全部は押えておりませんけれども、特に給油所での車両に防犯パトロールというようなことで、市内の給油所にお伺いいたしましたところ、上川北部石油業協同組合の灯油の配送車が、配送業務とともに社会貢献事業として、安全・安心パトロール活動や、不審者出没、犯罪抑止の監視、見守り活動ということを行っていただいているということでありまして。上川北部の和寒町から中川町までの8市町村で、本年7月、タンクローリー、灯油の

配送車95台が稼働しているということでありまして、土別市では現在13台が稼働中とお聞きしております。この配送車に張ってあるステッカーでございますけれども、協会の方で防犯キャッチフレーズを募集いたしまして、優秀作品をマグネットシートに印刷して配送車に張りつけて、配送時に防犯パトロール等を実施していただいているということでございます。

また、子ども110番の家ですとか防犯ステーション等については、子供の安全確保のための駆け込みステーションとして、合わせて168カ所を依頼しているところであります。これらの事業は、地域の目と声をくださいという運動に連動をして推進をしているところであります。

また、市内の自治会の部分では、あけぼの自治会の取り組みということでお聞きしておりますけれども、児童・生徒の通学時の朝の声かけあいさつ運動、あるいは地域安全マップの作成、声かけ目配り運動を実施しているということでお伺いしております。

声かけ目配り運動につきましては、あけぼの自治会の会員の方の家に表示されているものということで、ステッカーといいますが、声かけ目配りの家ということで掲示していただいているということで、この取り組みは今年の1月から実施されておまして、看板は自治会で110枚ほど用意をして、自治会内の4戸に1戸程度の割合で配布して、御協力をいただいているところであります。

それから、朝の声かけあいさつ運動、これは朝、児童・生徒が通学するときにあいさつをし、子供が安全に登校できるように、毎月1回、朝の声かけ運動を行っているというところであります。1回目は自治会の30名、2回目は40名の方が参加をして、今後はまた12月5日に3回目を実施するというところで聞いております。

地域安全マップにも取り組んでいるということで、これは現在、作成作業中で、今年の冬、危険箇所を確認しながら自治会独自で作成していく予定というふうに伺っております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） 防犯パトロールに関しまして、教育委員会の取り組みについて申し上げます。

教育委員会の公用車については、学校教育課1台、スポーツ課2台、生涯学習課1台、地域教育課1台の5台にマグネットプレートを整備しているところでございます。

そのほか、学校においては、教職員、保護者、PTA、地域住民の協力を得て表示板を配布し、活用している実態でございます。これはマグネット式プレートですとか、サンバイザーに取りつけるタイプ、あるいはステッカー、ラミネート加工によるプレートを車内から掲示するタイプということで、これらについては土別小学校、中学校合わせまして13校、それぞれ教職員の方にも協力をいただいているというところでございます。

なお、今後、公用車の中のつくも青年の家ですとか博物館、それから地域教育課、給食センター、そういった教育委員会の公用車等にもつけていく計画で、ただいま進めているところでございます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） ただいま教育委員会の取り組みと、それから市民部の取り組みについてお知らせいただいたんですけども、私がなぜこのようにお聞きしたかと言いますと、今回、行政視察で島根県の安来と、それから香川県の観音寺市にお邪魔したときに、公用車の横にマグネット式でこういった防犯の趣旨の表示をしてありました。それでお聞きしましたら、これは市民啓発をするために公用車全部に取りつけているという、そういうようなお話もお聞きしましたので、当市の取り組みと対比するためにあえてお聞きさせていただいたと、そのようにひとつ御理解いただければと思います。

それで、どうしてもこの安全について考えなければならない部分では、交通安全の問題があると思います。この街灯の設置の要望については、勤労者体育センターで開かれた中央農村部ですが、その会場で、南土別の自治会の方から街灯の設置について発言がございました。そのときの答弁は、条例で言われている内容の基準で御答弁があったわけです。当市の場合はそのような一定の基準でやっておられるわけでありますから、これはこれとして素直にお聞きしておきたいと思います。

しかし、状況が、この市内の家の立て込んでいる地域と、それから農村部の家から家までの間が非常に遠い、しかも家が込んでいないわけでありますから、明かりも遠くまで届かない、そういうような地域については、もう少しこの基準を何か考える必要がありはしないかという感じがするわけでありますけれども、こちら辺のところはいかがなものでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

委員お話のございましたとおり、そのような答弁をさせていただいたところでございまして、土別市の防犯街灯の助成事業に基づきまして、自治会と共同で夜間の犯罪防止、あるいは交通安全、地域の環境整備を目指して防犯街灯を設置する設置費、あるいはその電気料の維持費に対して助成を行っているところでございまして、確かに農村部の地区になりましては、500メートルとか600メートルおきぐらいに1個というような実態も聞いてございます。

ただ、現在ございます制度といたしましては、自治会と共同で負担をし合いながらそれぞれの地域の安全面の確保に努めておりますので、自治会からの要望につきましては可能な限りこたえておりまして、それぞれ自治会でいろいろな環境関係、防犯の面を考慮していただく中で要請をしていただいたものについて、市の方がおこたえをするという形で対応させていただいているところでございますので御理解をいただきたいと存じます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） そうしますと、市長と語る会のときに出た声は、これは自治会の声ということではなくて、あのとき発言された個人の感覚だというふうに受け取られたということですね。

副委員長（粥川 章君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 個人ということにもならないかなというふうに考えて、その地域の中に住んでいる方がそのようにお感じになったということで、それを具体的に事業としてのせるためには、毎年度自治会からの要望を上げていただいておりますので、自治会長さんとその方等で、地域の方でよく話をしていただいて、上げていただければというふうに考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 考え方はわかりました。

それで、もう一つ言われているのは、これは市道ではありません。道々土別滝ノ上線の上土別から土別の間の街灯が非常に少ないと。これは数カ所しかついていない。そして、横断歩道のところには、歩道はついておりますけれども、当然凹凸がございますよね。そうしますと、自転車で走っていると非常に、こう暗くて危険だと、こう言うんですよ。

自転車のライトを実際に見て、私も自転車に乗ってみました。今の自転車は、そんなにライトが明るくないんですね。昔は上の方についていましたけれども、今は車の下の方についているんですよ。そうしますと、見えないんですね、実際。そうすると、これは危ないというのはなるほどなと思ったんです。

多分、今答弁あったように、これは自治会が要望して、それで自治会と共同してこういったものについて手当てをするという、そういうシステムになっているから、かなり難しいんじゃないでしょうかと、こんな話をしたんですけれども、交通安全対策基本法に、これは地方公共団体の責務として書かれた、これは市町村の責任は、やはり住民のこういった安全に努めなければならぬという部分もあるんですね。そうしますと、自治会が相談を持ちかける、そのことも大事です。だけれども、そういう声があれば、現場を点検をして、果たしてこれでいいのかどうかというの、これは住民サービスとして配慮する必要があるのではないかと、そう思うんですね。ですから、こういうふうにこう考えていきますと、私は自治体のこの任務というものも非常に大きいような気がするんです。

実際、ですから、こういった点を、こういった不便なところを知らされたら、これは具体的にどの部分かというところをもう少し具体的に調べて、そして対応方を協議するという、そういう市民に対する温かい取り扱いも私は必要なような気がいたします。

それで、これは今私が、市長と語る会で出された要望について、この扱いについて申し上げたわけですけれども、あわせてこの道々の部分、ここら辺のところも交通安全対策基本法に基づく地方自治体の 当然、住民の責務もあります。住民の責務もありますけれども、これは地方自治体、市町村のこの責務もあるわけでありますから、一度点検をしてみてくださいということをお願いをしておきたいと思っております。

それで、公共施設の安全について、これ考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

具体的に申し上げますと、生涯学習情報センターの吹き抜けの部分です。2階に上がりまし

てあそこを見てみますと、115センチですか、この防護さくがございます。その上は何もないわけです。あそこは2階ですけれども、地下1階ございますから、地下から数えますと3階までのかなりの高い部分にそういったところがあるということが1つわかりました。仮にここで子供たちが遊んでいて、イベントで人が集まっているときに、上からものを落下させるとします。そうすると、もし下にいる人に衝突なんかしますと、これは大変な事故につながるのではないかと、こう思うんです。

ですから、こういった、私はこの部分を見て非常に危険な部分ではないかなというふうに思ったんですけれども、これは施設を提供する側としてどのようにごらんになられているのか、まず考え方をお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） お答え申し上げます。

落下物の危険性についてでございますが、2階の床から地下への床までは、委員のお話にありましたとおり8.2メートルの高さがございます。それで何らかの物体が2階から落下した場合には、それほど大きなものではなくても、加速度によりまして相当の衝撃があることは理解いたしておるところでございます。そういった事故防止のために、約1.2メートルの防護壁を西側と北側に設置をいたしておるところでございます。

上部の手すりから上につきましては、御指摘のとおり完全に吹き抜け状態となっておりますので、この吹き抜け部分につきましては、私どもが考えているのは、この建物のシンボリックなスペースであるとともに開放的なスペースを持つ部分であるというふうに考えておるところでございます。

委員御指摘のとおり、危険性が全くないとは申し上げられませんが、当面は生涯学習情報センターの職員を初め、児童図書のカウンターの職員、あるいは2階の多目的スペースを主に使用しておりますつどいの広場の指導者、あるいは保護者の方々に幼児の動向に御注意願うとともに、積み木などの遊具の保守管理に努めていただくとともに、そういった協力依頼をいたしまして、委員の御指摘されるような事故が発生しないよう十分注意をしてみたいと考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私がなぜそう申し上げたかといいますと、これははっきり場所を記憶してなかったんですけれども、昨年、本州方面の高層住宅で、120センチの防護さくをベランダのところにつけていたんだそうです。そこで就学前の子供が遊んでいて、空き箱か何かを台にして外をのぞいたようですね。そこから落下して死亡したという事故がテレビで放映されたことがあるんですよ。これはね、通常、事故というのは、予測できないところで起こるから事故なんですね。

ですから今答弁いただいたのは、十分それは管理しますと、こう言っているんですよ。それは管理するのはわかるんです。このベランダから転落した事故も、実はお母さんたちも気をつ

けて見ていたんですよ。だけれども、ちょっと目を離れたすきに転落してしまったと、こういうことですよ。

そうするとこれは、あれはシンボリックな部分だといいますけれども、何も輪切りにすることはないんですよ。上を網か何かで囲うという方法だってあるじゃないですか。これはね、もし仮に、これは物理をやっている人に聞いた話ですけども、1キロのものが10メートル下に転落すると衝撃はどれくらいになるんだと聞いたら、10倍になるというんですね。そういったものが、例えばおもちゃでもそこから落ちて、下にいる人に当たった場合、相当の衝撃があるわけですね。そういう事故が起こらないとも限らない。そうすると、こういった公共施設を提供する立場に立つ者は、十分その事故防止のための施策というものをやる責任があるだろうと、こう思うんです。

これは確かにイベントをやる人が十分そこを注意しなさいと、それはわかるんです。だけれども、注意し切れない部分があって事故が起きるんですね。交通事故だってそうですよ。みんな交通事故を起こそうと思って車を運転している人はいないんですよ。だけれども、何かの拍子でよそ見をしたらとか、いろいろなことで事故は起きているんですね。想定しない想定外のことが起きるのが事故なんですよ。

そうすると、私はこういった事故があった、そういった事故例に学んで、どう施設管理する者はこの施設の安全点検をするかということが、私は非常に重要だし、そのことがまた社会的に要求されている事案ではないかなと、こう思うんですね。ですから、全くこれは論議の余地がない。使う人が自分の責任において全部やりなさいと、そういう考え方に立つのかどうかでね。もう少し、これちょっとしつこいようですけどもね、これは場合によったら人の命にかかわるような事案でもありますからね。再度このところを明確にお答えをいただいて、次の事項に移らせていただきたいと思います。最終的な答弁をちょっとお願いします。

副委員長（粥川 章君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） ただいま委員の方からお話ございました子供が転落する可能性等につきましてですが、2階の吹き抜け部分の周囲の保護さくが約1.2メートルということで、つどいの広場に実際通ってまいります幼児は3歳児までというふうになっておりますので身長はおおむね1メートル程度であるということから、落下の可能性は極めて低いというふうに考えております。

更に、委員からお話のありました空き箱を台にして転落した事例に関しましては、生涯学習センター職員、図書館カウンター職員、更につどいの広場の関係者に、幼児の動向に十分注意をしていただくとともに、踏み台になるようなそういったものを周囲に置かないように十分に注意をしましてまいりたいと思います。

当面は、今申し上げましたとおり生涯学習情報センターの職員等で対応するとともに、利用される皆さんの協力によりまして事故防止に努めまいりたいというふうに考えておりますけれども、仮に落下物をすべて防止するということになると、何かそのために対策を講じると

いたしますと、すき間を完全になくしてしまわなければならない。床から天井までは完全に覆う必要があるということになりますので、現在、既に南面と東面に取りつけておりますアクリル板による保護壁の設置が適当とは思いますが、吹き抜け部分スペースの周囲には防火シャッターや防火扉が設置されておりまして、そういったものに影響が出ないような設置の仕方、あるいは換気設備、排煙設備の工事が必要となつてまいりますと費用的にかなりかかってまいりますので、まずはその必要性につきまして、教育委員会におきまして方策も含めまして協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 私は子供が転落することだけ言っているんじゃないんです。例えば、おもちゃなんかポンと投げても、1キロのものが14キロの衝撃があるんだよと、こういうふうに言われると、例えば子供が下でそれにぶつかったらどんなふうになるか、だから、この事故というのは、そんなに大人が想定するような形で全部起きているわけじゃないんですよ。

これは新聞の切り抜きですけどもね、空気ポンプで指切断と、これ新聞記事に出ていたんです、これ。私たち、これ空気入れでね、指切断するなんてなんて考えられますか。昔はよくばねにね、挟んで皮をむいたとか何とかということありますよ。だけれども、これが現実起きています。10歳の子供ですよ。ですから、この空気入れで指切断するなんて、大体これ刃物でも何でもありませんから。ですから、事故というのはどんなとき起きるかわからない。そうすると、こういった高層住宅で就学前の子供が遊んでいて、何かの拍子に空き箱を台にして遊んでいるうちに、外をのぞいていたんでしょう。そして、頭をちょっと出し過ぎたからころんと落ちたかもしれない。

これは、たまたま人ですけども、あそこで例えば本を投げる人はいないと思いますけれども、ああいうものが上から落下したって当たったときは相当の衝撃を受けるんですね。そのときに御不幸さんですかと言って済みますのかどうかという問題だってあるんですよ。今、それは細心の注意を払って、これはやります。だから大丈夫ですと、こういう答弁でありますから、そこをひとつ重くそのお答えを受けとめて、事故について私はやはり注意にこしたことがないということで、特に私が土別で実際に経験したことを申し上げて、十分な注意をしていただく、その部署にある方に注意をしていただくようお願いをしておきたいと思うんです。

実はもう30年ほど前になりますけれども、土別の国道で屋根から落下した雪によって亡くなった人がおられます。この事故によって、道路法の44条の運用について全く新しい判例を裁判所が示したという、そういった事例がございます。それから、これはもっと新しい話でありますけれども、これは一昨年2月にやはり同じように死亡事故が起きております。ですから、事細かくこのことについて私は答弁をあえていただこうと思いませんけれども、今申し上げた生涯学習センターのこの吹き抜けの部分、そういったことも含めて、私は十分市民の安全を守るために細心の注意を払っていただきたいことをこの項目の中で申し上げまして、次の項目に移ってまいりたいと思います。

次に、観光発信であります。

私は9月18日でしたが、ニット大賞のこの表彰式に参加させていただきました。表彰式後の懇親会まで40分ぐらい時間がございました。そこで、40分の時間をつぶすために、百樹園の遊歩道を歩かせていただきました。遊歩道を歩いてみて感心したのは、非常に環境のいいところにあるんだなと、環境のいい場所なんだなということを改めて思い知らされました。ずっと歩いて行って木橋を超えて、そしてめん羊館の裏に出て戻ってきたんですけども、私は正直行って土別に長い間住んでいて、あの環境のすばらしいところを知らないでいたことを私は本当に反省しなければならないなというふうに思ってきたわけです。

と同時に、私はこんなすばらしいところがあるのであれば、羊飼いの家のあの風景だけでなく、ちょっと下ってきてあの遊歩道をずっと伝わっていくと、本当に神秘的なといいますか、そういうような表現はちょっと大げさかもしれませんが、そのような環境のいいところが実は羊と雲の丘のあの一角にある。それから、不動公園のグリーンスポーツにも木橋があったようです。そうしますと、この2つ、それから岩尾内湖、ここなんか非常にいい環境でありますから、こういった今まで余り私たちが目をつけていなかったそういうところを、点を線で結んで、そしてこれを新たなネーミングで何とか発信する方法がないのかな、そんな思いで実は眺めさせていただいたわけです。

これについては、遊歩道は私が歩いたときは相当草が生えていて伸びていて、これはちょっと歩くのには何となく勇気が要るなという、そんな感じがしてきたわけでありまして、こういった環境の押えをどのようになさっていらっしゃるのか、ちょっと担当部局の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

副委員長（粥川 章君） 藤森商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藤森裕悦君） お答えします。

羊と雲の丘、岩尾内湖を活用した自然体験等の情報発信についてであります。昨年の土別と朝日の合併によりまして両地域の観光施設や豊かな自然が一つの町に備わったことから、7月と8月の夏休み期間中に、これまでも実施しておりましたフェルトづくり等の羊毛工芸体験や毛刈りショー、シープドッグショーなどに加えまして、川西の丘のフットパス、バレイショ等の収穫体験、更には岩尾内湖でのカヌーや釣り堀といった、本市の有する地域特性を生かした体験型観光事業を観光協会等とともに展開してきたところでございます。

そこで、今後の取り組みについてであります。委員のお話のように、羊と雲の丘には、道の事業によって道内に自生している38種類の樹木が植栽されておりまして、またこの木を見ながら散策できる、足に負担のかからないチップを敷き詰めた全長約1.8キロメートルの遊歩道が整備されております。そのほか羊と雲の丘周辺一帯の施設や、ただいま申し上げました川西の丘や岩尾内湖、更には朝日の市民の森など、ありのままの豊かな自然が本市にはたくさん備わっているわけでありまして、したがって、今後これらを活用しまして、自然と触れ合うことのできるスポーツやアウトドア、自然散策などの体験観光に加え、文化や工芸、食品加工体験

なども織りませた、見て、食べて、遊ぶことのできる観光ルートづくりに工夫を凝らしまして、あわせてこの取り組みも含め、本市の観光等の魅力を市内外に広く情報発信し、子供から大人まで多くの方々に参加していただけますよう関係団体等と連携をとり、この対応に当たってまいりたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） ただいま遊歩道の草の関係についてでありますけれども、この事業はただいま申し上げましたように道の事業で実施がなされたんでありますけれども、16年度までは、ここの草刈り全般的に道の方で実施が管理されていたんですけども、ちょっと予算の財政事情というようなこともございまして、17年度からは、草刈りの場所も木を植えている、特に低い木の下草刈りの箇所に限られています。それからまた、年限も植栽後5年間というようなことから、最終的には道の方の管理は19年度をもって完全に終了するというようなことで、ちょうど今年ぐらいからその草が伸びてきたということでありまして、これにつきましては、今年の夏に、市の方でブラシカッターだとかトラクターにその草刈りの機具をつけて草を刈ったところでございます。

そのようなことから、今後におきましても、今本当に申し上げましたように、ここは非常に木と親しみながら身心を特にリフレッシュをするような空間となっておりますので、今後もこの草刈り等を含めて、ここの環境整備について万全を期してまいりたいと、このように思っております。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 考え方はわかりました。

それで、これは話は少し変わりますけれども、11月25日に土別のPTA連合会の催し物があって、ちょっと私はここを、全部ではなかったんですけども、ちょっと参加させていただいたと。パネルディスカッションの前段に、今子供たちがどんなことを希望しているのかというのを、これはビデオで見せていただきました。ビデオで見ただけをちょっとメモしたから、これはあるいは正確性に欠けているかもしれませんが、森にかかわって子供たちがどんなことを言っていたかと。これ9つぐらい、いろいろなことを言っていたんです。森にかかわることは、子供たちが森に秘密の基地をつくりたいだとか、森に家をつくってみたいだとか、昆虫を飼ってみたい、蛇を首に巻いてみたいだとか、化石掘りをしてみたいだとかと、こんなふうに言われていました。

動物園で蛇を見ることはあっても、実際に野生の蛇なんて見ることはないと思うんですね。この辺の蛇はそんなに危険でないわけですから、あそこに蛇がいるかどうかわかりませんが、あそこを例えば今言われた岩尾内だとか、そういったポイントを結んで、例えば子供たちの自然冒険村だとか、そういったネーミングでやりながら、子供たちにそういった自然と触れ合わせる機会をつくってあげる、これも私は非常に重要な子供たちに対する大人の責任の果たし方ではないのかな、そんな気がいたします。

パネラーが言われておりまして、どなただったか忘れましたが、今大人が一番しなければならないことは、子供たちに地域がどうこたえていくかということが非常に大きな課題だと、こういうふうに言われていました。私は、これはお金をかけて豪華なものをつくってということではなくて、こういった本当にアスファルトの道から300メートルから500メートルちょっと入るとこういう場所があるということだって、私は子供に対する非常に大きなプレゼントだと思うんですね。そういった意味で、ここら辺の整備をいろいろこれ管理する、この機関の違いから、できる場合とできない場合があるんだそうですけれども、やはりここら辺のところはひとつ丁寧に扱っていただきたいと思います。

特に遊歩道を歩いてみて私が感じたんです。この草は刈るよりも抜いた方がいいなと。そうすると、例えば老人クラブ連合会に協力を求めて、そしてそのボランティアでああいった施設の草取りをするだとか、そういうようなことなども、このまちづくりの一環として呼びかけてみる必要もありはしないかと、そんなふうに思うんです。私も老人クラブの現職の会員でありますから、そういう企画があった場合は参加をしていきたいなと、こう思っています。

これは意見部分の方が多くなりますけれども、こういうすばらしい環境があるということ、市長が常々言っているふるさと再発見のくくりの中で表現できる部分なのかなと、そんなふうな、こう感じたり実はしています。これは私が意見として申し上げた部分が非常に多いわけがありますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、「地域活動支援センター」についてお聞きしたいと思います。

この関係については、過去、直近の議会でも多くの同僚議員が質問をされております。今私が御質問したいのは、障害者自立支援法の改正施行に伴いまして、地域活動支援センターが市の必須事業となって新年度から設置されるようになっております。具体的な姿が、そういう状況にありながら見えてこないというのが、こういった施設を利用している方々の思いでもあります。一体どうなるんだろう、こんな不安感が実はあるやに聞いております。

そういった不安にこたえるために、今後どのように進めていかれるのか、方針だけをお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝巳君） 地域活動支援センターについてお答えいたします。

本年10月から施行されました障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の中の1つに地域活動支援センター事業があります。この事業は、市町村が実施しなければならない必須事業となっております。障害者の創作活動、または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進、更には相談支援などを行う事業でありまして、市町村に1カ所以上の設置をすることになっております。このようなことから、本年10月に、朝日地区にあります朝日地域共同作業所を新制度の地域活動支援センターに移行したところであります。

そこで、土別地区への地域活動支援センターの設置についてであります。現在、市の単独事業で実施しております精神障害者に対する相談支援を中心とした地域生活支援事業につきま

しては今年度で廃止しまして、新制度から地域活動支援センターを新たな事業として始めてまいりたいというふうに考えております。

それで、この事業の委託先につきましては、現在複数の社会福祉法人から委託を受けたい旨の要望もありますことから、今後におきまして関係機関並びに関係する障害者等の要望も考慮しながら、障害者であります当事者が不利益にならないよう今後十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） できるだけ利用される市民の皆さんが不安を感じないような、そういったことで対応をしていただきたいことを申し上げて、次に職員の研修についてちょっと考え方をお聞かせいただきたいと思います。

考え方というよりも、私が考えていることを申し上げて、ひとつどんなふうにお考えになっているか、それをお聞かせいただきたいと思います。

市政執行方針を拝見させていただいて、市長がどのように考えているのかということが改めてわかったような気がいたします。先ほど、市勢要覧の関係で議論をさせていただきましたけれども、私は、11月28日の夜のテレビで、トヨタ自動車の張という会長さんのトヨタのDNA進化の改善というタイトルで放映していたのを見たわけです。これ全部見ていません。

ここで、トヨタは、なぜあれだけ世界のトヨタと言われるように業績を伸ばすことができたか、このことを申されておりました。この張会長さんが言われるのは、やはりトヨタが伸びた最大の原因は、リコール問題を克服した、そのことが非常に大きいと、こう言っています。この方はいろいろ言っておりまして、百聞は一見にしかずということわざがあるけれども、これは百見は一行にしかずと、百見るよりは一つの行動の方がこれは大事なんだという意味で、こういうことわざを話されておりました。ここで言われたのは、いろいろな問題、やはり今トヨタが一番心配しているのは、大企業病になることを心配していると。だから、人間はロボットではない。ですから、人間はロボットでもないから、この職員をどうやって、社員をどうやって育てるのかという育てる文化をこの企業の中に生かしていきたい、そんな言い方をして、現場にいろいろな問題を与えて、そしてこれは前任の大野副社長さんが言われたんだそうでありますけれども、いろいろな企画、計画、そういったものが少し問題がある方が実はいいんだと、こういう言い方をしていました。私は、その少し問題があると現場が感じたときに新たな工夫が生まれてくるんだろうと、こう思います。私は、さすがに世界のトヨタの会長さんの言葉だなというふうに尊敬の念を持って、このテレビの放映を見ていたわけです。

そこで、今年の7月に配布されました新士別市職員人材育成基本方針、これをもう拝見させていただいていて、いろいろこれは新しい時代に即した職員づくりを、人材育成をどうしてもやっていきたいという、そういった思いがにじみ出ていることを読み取ったわけでありましてけれども、1つの御提案として、これお聞きいただければありがたいと思うんですけれども、先

ほど議論の対象にした市勢要覧ですね。あの市勢要覧をこの提案制度に置きかえて、自前でつくるようなことが実際とれないのかどうかと、そんなことを考えたわけです。

これは、もし自前でやるとすれば相当お金がかかると思います。聞くところによりますと、今、今回購入したのは何部でしたか、部数はお聞きしておりませんが、210万かかったんだそうです。これを自前でやるとすれば、これはだれがやるかという問題もありますけれども、提案制度のこの手法を使ってもしやるとすれば、これは職員が一生懸命勉強をして、周りを見て、それで自分の業務をきちっと見て、そしていろいろなことを、こう考えると思います。そして、一番大切なことは、まず一番最初に読むのは、市長がどういう思いでこの市政のかじ取りをしているかということを知らなければ、理解しなければ、こういった大胆な大きな仕事の提案はできないわけです。そうすると、まず示された市政執行方針を恐らく穴のあくほど見て、それで市長の考えていることをきちっと受けとめて、自分の担当業務に照らして、そして、それではこの町のこの状況をどうやって表現するのかというふうに考えるのではないかなと、こう思います。

こういう手法をもしとるとすれば、これは効果として積極的に参加をしてもらう。当然、こういったことを、こう考えるとすれば、表現力ももちろんこれは磨かなければならない。それから、特技、特性を磨かなきゃならない。町の状況を把握しなけりゃならん。そして、業務の把握とどう発展させていくかということのをこれは真剣に考えなければ、なかなか提案はできないと思います。そういうことをこう考えますと、私はこの市勢要覧を自前でつくるという呼びかけをすることが、私は新しい職員づくりに極めて重要な意味を持つのではないだろうか、そんなふうに実は考えております。

これは私が職員研修について、こんな内容でお話ししますというふうに申し上げていなかったわけでありまして、これは明快な答弁はいただけないかもしれませんが、今私が申し上げた点についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、職員研修という観点での1つの御提言であったわけでありましてけれども、今その前段でトヨタの張会長の話も出てまいりました。その言葉をかりるわけじゃありませんけれども、今トヨタがあれだけの企業になったということについての一つの大きな原動力となっているのは、職員自身が常に危機感を持って仕事に当たっているということが1つ挙げられる。どの職員に聞きましても、やはりあれだけの企業になるとどうしても緩むんではないかというようなことがあると思いますけれども、現場のそれぞれの働いている職員については、常にあすは今のトヨタもどうなるかわからないという危機感をもって、やはりそういう意識を持っている。そのことが今のトヨタの一つの大きな支えになっているんだらうということ職員の方が言っていたわけでございまして、我々の世界においても同じことだと思います。

地方自治体も、今大変な時代を迎えているわけでありましてけれども、我々の自治体も、夕張の例を挙げるのはちょっと失礼ですけれども、いつそういう事態にならないとも限らない。そ

ういう危機感を常に持ってふだんの業務に当たること、そのことが職員にとっては一番大切なことであろうというふうに考えておりました、そのことが一つは市民の福祉の向上に、そういう意識を常に持つことによってつながっていくというように理解をいたしているところでもございます。

今、市勢要覧の提案制というようなこともございましたけれども、それは今後どうする、こうするということについては、今ここでお答えするというような状況にはございませんけれども、考え方としては、物事全般についてそういう意識を持ってこれから当たるといことが、職員研修の意味でも極めて大きな意味があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） お話の中で、市長、市長という言葉が大分出てきておりましたので、黙って座っているわけにもいかないのではないかと。

今助役から、大綱については、トヨタの考えと人づくりについてはお話があったんですけども、私も張会長の本をいただいて読んで、なるほどというふうなことも感銘いたしておりますし、その中で特にやはりこれは一般的にも言われるかもしれませんが、トヨタという会社はリストラはしないんだと、そういうことを私は聞いたことがありますけれども、特に企業は人なりということで、トヨタに働く職員は、それぞれ自分がトヨタの職員であるということを知覚して自分の果たす役割をしっかりと果たしていくんだと、そういう自覚にかなり大きく燃えているようでございます。

それから、私は市長としていつも考えておりますけれども、やはり職員の研修という意味では、トップが常にどういう考えを持っているのか、どこに情熱を燃やしているのか、そういうことを特に職員に意思の伝達がしっかりしておらなきゃならんと。その伝達というものは、きのうは牧野委員からも、市長は市民の中にいろいろ飛び込んでということもあり、また、職員の中にもということもありましたけれども、私は特に市長としてのまた別な角度で一生懸命やらなきゃならん分野がありますから、そこら辺は部長に託して、常に私の考え方を庁議の中で申し上げて、それを各朝礼等々においても、部内の中にしっかりと職員にその意を呈してもらいたいということを申し上げております。そういう意味からすると、やはりボトムアップとその中に必要なときには強烈なトップダウンというものが市長以下、幹部職員には皆必要なことではないかと思っております。

そして、前例踏襲主義、これが一番よくないと思います。前例踏襲主義というのはよくないんで、やはり不易と流行という言葉がありますけれども、いいものは残していかなきゃならん、でも、これは変えなきゃならないというものはいっぱいあるわけですから、そういうものについては勇気を持って果敢に挑戦をしていくというチャレンジ精神が職員の中に、職場の中にみなぎっておらなければ私はならないのではないかと。

先般、長期計画の説明の中に、どうも土別には活気がないというふうに見ている方がたくさ

んいらっしまったわけです。

私自身が一般的にそれをとらえる場合のその活気というのは、どういう面で選考基準にそう頭の中で描かれるのかという点で、この間はトヨタの試験場の場長さんといろいろな意見交換をしました。活気というのは、トヨタの職場の中で、ある職場で何かをひとつ思い切ったいいものをみんなでつくっていこうと、チャレンジしよう、そういう空気が職場の中でみなぎっている場合は、これは活気のある職場だというふうに言うということ、私がどうでしょうかと言ったら、全くそのとおりだと。じゃ町の中で活気のある町というのは、今すぐここに答えはないけれども、みんなで市民が、あるいは職場、職員が一つの方向に向かって一生懸命やっていったらこういう答えが出るぞというふうになっているのが、私は活気のある職場。職員研修の中に、そういうイズム的なことをしっかりと指導することが大事ではないかと。

それから、私たち最近気になっているんですけども、こんなこともよく言われております。赤ちょうちん解決型の上司というのは、もう若い職員からは嫌われると。ですから、議論すべきところは職場の中でしっかり議論して、それから赤ちょうちんに走って、おまえもきついことを言ったけれども、自分もきつく言ってごめんとか、言い過ぎたかなとか、それが赤ちょうちんの中で上司と部下が交わされることだということもよく私も感じておまして、自分もたまたまその点では反省せんきゃならんと思うこともあるわけですけども、やはりそういうことがこれから活気のある職場、そして土別市をつくっていくために、市の職員を挙げて、その方向に市長は市長の考え方を聞いて、またボトムアップするときはしっかりやっていく、そんな方向で努力をしていきたい、そう思っております。

満足いただかなければ、補足して申し上げます。

副委員長（粥川 章君） 池田委員。

委員（池田 亨君） 市長から、張会長が方針としてリストラはしないというふうに言われたことも市長みずから紹介してくださったんで、これは私が申し上げる手間が省けたなど、こんなふうに思っています。

最後に1つ申し上げます。

「ひろさちやのほどほど人生論」に、正しいことを言わない方が、これは人間関係がうまくいく一番いい方法だと、こう書いているんです。私は、あえて今回は耳ざわりなことを選んで、いろいろ、こう申し上げたような気がします。これは、どうしても耳ざわりなことを言わなければならない部分も局面によってはあるということで、御理解をいただきたいと思えます。

それで、市長に特にお願いをしたいのは、11月24日の日の北海道新聞に、国に届くか不安の声ということで夕張の関係が出ていました。職員は2009年度までに半以下にして、職員の給料は特別職が60%、一般職は平均30%、それぞれ削減すると、こんなようなくだりですとこう書いていました。そして、市民税の負担増の関係も書いてありました。この下に3人の方がそれぞれ感想を書かれておりました。私は特にこれは気になったのは、福岡県の赤池町、現在、福智町というんだそうです。この町が財政再建団体になった当時の町長で、日野喜美男さんと

という方が書いたんですけれども、赤池町は10年間でこの再建団体から脱却したと。このときにこの方は、赤池町の財政再建がスムーズに成功したのは、職員の頑張りりと町民の理解があったからだ。私は職員給与は削減しなかったというふうに、こう書いています。

夕張は職員の給与を下げ、それで恐らくこれは職員の士気の低下を加速させるのではないかなと、そんな危惧を持っております。こういったことで、私はトヨタの張会長がリストラをしないという、その基本的な姿勢を貫いて、そして職員と一緒にリコール問題という危機的な状況乗り越えてきた。それは社員との信頼関係が一番多かったのかなという気がします。そこでリストラしないということはこの給与に例えるならば、私は、苦しくてもこれは給与にかかわってそれは限界があると思います。限界はあると思いますけれども、この職員の士気を低下させないような、そういうような形で理事者の立場で頑張っていたきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

（午後1時30分再開）

副委員長（粥川 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

伊藤隆雄委員。

委員（伊藤隆雄君） 今回の17年度の決算につきまして、さきに通告しております3点について、財政全般についてお伺いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

まず、1つ目の決算剰余金の処分の関係でありますけれども、それから入りたいと思っております。

御承知のように、17年度の一般会計の決算につきましては、去る11月21日の第4回定例会におきまして、その内容が市長から報告されたところであります。その結果、一般会計では形式収支で差し引き2億5,851万円となり、翌年度へ繰り越す繰越明許費506万円を差し引くと、実質収支額は2億5,345万円となったところであります。この決算上生じた剰余金は、それぞれ自治法に定められている規定に基づきまして18年度に繰り入れされたものというふうに考えておりますけれども、その17年度から18年度に繰り入れた額は幾らか、まずこの1点を先にお伺いをいたします。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

ただいま委員さんがおっしゃられたように、実質収支で2億5,345万円、これが18年度に実際に繰り越しできる額ということになっております。この決算は、平成17年9月以降の決算ですけれども、通年ベースでも同じ額ということになりますので、この額について18年度の予算

として繰り越しをいたしているというところでございます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 私はなぜそういうことをお尋ねしたかということでありませけれども、この決算の処分というのは、自治法の233条第2項に規定されておりますように、決算剰余金を生じたときは翌年度の歳入に編入しなければならないという規定があります。ただし、条例の定めるところにより、または議会の議決によって、積み立て、または基金に編入することができるとありますけれども、一方、地方財政法第7条の規定では、決算によって生じた剰余金の場合に、当該剰余金の2分の1を下回らない金額を積み立て、または地方債の償還に充てなければならないという規定があります。これは、充てることができるということではなくて、充てなければならないというふうに地方税法でいっているわけですがけれども、近年の繰り越し剰余金と、先ほど17年度の関係もありましたけれども、その自治法と地方財政法のこの法の解釈はどのようなふうに解釈したらよろしいのか、この点をまずお伺いをいたします。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 確かにただいま委員さんがおっしゃられたように、自治法の方ではその剰余金を翌年度の歳入に編入しなければならないと言い切っておりますし、財政法の方では、今度積み立てなければならないというふうになっているということで、これは過去にも行政解釈上、全国でもちょっと問題になったことがあるようでございますけれども、今の行政解釈の中では、財政運営の長期的な安定を図るといった観点から、地方財政法の方を優先して2分の1を下らない額は積み立てる、あるいは起債の繰り上げ償還に充てるべきだというような解釈の方が多いようなことになっています。

ただ、土別の場合、17年度の繰越金2億5,000万円ほどあったわけですがけれども、その繰越金が発生している要因として、基金を通年ベースになりますけれども3億4,000万円ほど繰り入れているということで、実質的には8,000万円ほど収支が不足していると。更に、2億5,300万円の繰越金、これが既に18年度の当初から留保しておりました除雪対策費、そういったものの補正財源としても当初から使うことが決まっているというような状況にありまして、仮に2億5,300万円の繰越金の半分を積み立てたとすると、18年度の予算の歳入で見ている基金の部分があるんですけれども、繰越金が足りなくなると、その基金について今度補正して増額して、せっかく積んだものをすぐまた補正で取り崩すというようなことをしなければならないということで、地方財政法の7条でいっている実質的な剰余金ではないというふうに判断をしているということで、積み立てはしていないというような状況にあります。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今お答えがありましたように、これらの今の条文をいろいろ考えますと、やはりその積み立てをしても、当然翌年度等に財政の収支バランスがとれない場合は財政調整基金を取り崩して充てるという、そういった一般的な手法で私はやってきているんだと思いま

すけれども、この積み立てをした場合は、今答弁ありましたように当然取り崩すということからいえば、余り意味がないというか、私は効果がないんでないかというふうに考えております。

したがって、例えば17年度の公債費を見ますと、決算書の数字によると元金が17億2,300万円、利子が4,500万円、合計21億8,200万円。この元利償還のうち、利子分というのは約21%を実は占めているわけです。歳出に占める、じゃ公債費の割合はどうかというと、決算資料によると14.5%というふうになっております。今の本市の地方債の残高、17年度の状況を見ますと、資料によると総額で240億800万円であります。更に、18年度償還を見てみても23億8,500万円と。このうち、私は一番ここに重点を置いたらいいというふうに考えたのは、地方債のうち4%に近い利率から7%を超えるもの、今の低金利の時代で極めて高い利率の借入れ残高が残っているということを考えれば、当然私は、先ほどの地方税法の7条に基づく償還に充てることが、今後の財政運営上も、これは単年度の効果でなくて18、19、ずっとこれから将来にわたっても利子負担部分が減少していく。これが財政運用上、負担の軽減につながるのではないかなというようにことを実は考えております。

したがって、地方債の残高を考えると、剰余金の全部を繰り越さないで地方債に充ててはどうかということが財政の健全化につながるのではないかと、こんなふうにも考えておりますけれども、私のこういった考え方についての御見解を伺いたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 確かに委員さんのおっしゃるように、昔の高金利時代に市が借り入れていた起債、これらが残っている部分がたくさんあります。それで、3.5%以上の金利になるんですけれども、その残高については25億円ぐらいあると。そういったものを平成31年ぐらいまで利払いをしていくということになるようですけれども、それらの確かに繰り上げ償還といったものができれば、金利負担というのはかなり軽減できるというような状況にあります。それで、銀行の縁故資金、これについては銀行から借りている部分ですけれども、それは国の許可をもらった範囲内であれば借りかえ等できますので、それらについては土別でも過去に実施をして金利の負担を下げているというような状況にあります。

ただ、この高金利の残っている多くのものが政府系の資金と、国から借りているものですが、それについては従来、国は借りかえ、繰り上げ償還、そういったものを全く認めていなかったという状況にあります。その理由として、その政府系資金の出どころというのが国民の皆さんが入っている郵便貯金、あるいは簡易保険と、そういったものの資金が市町村の方の貸し付けにまわっているというようなものがございます。そうなりますと、10年後の貯金の満期、あるいは簡易保険の満期といったときに、最初に約束した利息を国民に還元しなければならぬということで、その長期運用を掛けているということで繰り上げ償還を認めていなかったと。

そして、そのほかの政府系資金につきましても国の財政投融资の計画に基づいて発行されて

おりまして、大量に繰り上げ償還をされるということになると、全国の金融市場のマーケットのバランスが崩れるというような考えで繰り上げ償還は認めてきておりませんでした。ただ、おっしゃるように、今の急激な低金利時代を迎えておりますので、全国からの繰り上げ償還の要望というのがすごくあったということで、今は平成13年度から繰り上げ償還そのものは認めるようになったんですけれども、その際、今後予定されている金利、それについて大体95%ぐらいを保証金として支払いなさいというような制度になっております。

そうしますと、土別の場合でいくと、その資金を返すためには、またどこから借りなきゃならないということで、借りると新たな金利も発生するというので、トータルして試算をしてみますと、その金利の分、保証金を払って、そのほかの金利も足して考えると、今金利の軽減ということには残念ながらないという状況にあります。それで政府系の繰り上げ償還は行ってない、そういうような状況にあります。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 実情をいろいろ伺いをいたしましたけれども、いただいた資料によりますと、当然未償還残高に対する交付税というもので、ある程度補てんされると。30%から最大100%ということになっておりますけれども、その場合に、例えば起債に占める交付税の補てん額というのは、どの程度の額になるのかと。当然それは、今後とも永久にその額が確保できるという担保はあるのかどうか、この点。

それから、今お話がございましたように、地方債の繰り上げ償還の場合、国はその保証金が必要ということをおっしゃっておりますけれども、これは全国的なもちろんそういう制度上の問題もありますけれども、最近の資料を見ますと、11月16日に全国市長会がいろいろ要望をした中に、国の施策及び予算に関する要望の中に地方債の充実、改善等に関する要望というのがございまして、その中に、今いろいろお話ありましたように、例えば4項目ほどあるんですけれども、その中で公債負担の軽減を図るための弾力的な措置を講ずることと。

更に、政府資金の借りかえ残の発行を認めるとともに、公営企業金融公庫資金の借りかえ条件の緩和を図るというようなことが出ておりますけれども、こういう動きも含めて、今後やはり市長会等を通じて国に働きかけて、地方の財政の中で少しでもその負担を軽減するような方策を考えるべきではないかというふうに実は考えておりますけれども、今申し上げた交付税の30%から100%を地方交付税が見るんだよと、いろいろ財政上の国の歳入に占める、既に予算措置しているから、これを各地方都市が減額して償還してしまうと、本来の国の歳入見込み部分が多分狂ってくるといいますか、減少するという、全体的な国の財政収支に影響が出るだろうということも全般的に考えれば言われると思うんですけれども、これはもう、先ほど申し上げたように地方交付税で補てんするという、そういったことが必ず今後確保されるのかどうか。

更に、今申し上げましたように市長会で要請している地方債の軽減措置、これらの見通しについてはいかがでございましょうか。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 前段の国の要望の関係ですけれども、これは委員さんがおっしゃられたように11月16日の全国市長会の方で取りまとめたものということで、これは今後、継続して要望はされていくというふうに考えております。

そのほかに、北海道の独自で、国の方に北海道地方行財政対策に関する要望というものがこの20日に行われておりまして、その中で政府系資金の借りかえの際の先ほど申し上げました、その保証金95%、その軽減措置、あるいは免除というものを要望していくというようなこともやっているようで、これらについては、恐らく自治体みんな共同して今後とも要望していくということになるかと思えます。

それと、起債に占める交付税の補てん措置の関係ですけれども、起債の中でもすべて交付税で補てん措置があるわけではありませんけれども、例えば過疎債であれば元利償還金の70%、それとか、交付税にかわって臨時財政対策債発行を認められているもの、これについては100%、あとは義務教育の施設については70%と。それとか国の経済対策でやってきたものについては交付税措置をしますよというようなことで、それぞれ交付税措置をされております。起債の残高に占める割合でいいますと、一般会計で、先ほどお話がありましたように240億円ほどの起債残高がございます。そのうちの交付税で補てんされる部分が約111億3,000万円ほどということで、率にすると46から47%ぐらいは交付税の補てんがあるという状況にあります。

それで、それらが本当に担保されているのかというような内容の御質問ですけれども、交付税の計算に当たって、この起債の償還の部分、許可額から規則的に計算するものもありますし、その年年の元利償還金、それに基づいて計算する場合もあるんですけれども、これらは借り入れたそれぞれの項目ごとに毎年毎年国にデータを送って、算定の際にもそれを1つずつ計算して積み上げられております。それで、土別の交付税上の歳入の基礎となる基準財政需要額というものがございます。それが86億円ほどあるわけですけれども、そのうち公債費という項目で算入されるものが9億4,500万円ほどございます。そのほか事業費補正という形で公債費に入るものが7億1,700万円。これは17年度の実績で申し上げておりますけれども、これを合わせると16億6,300万円ほどになるという状況にあります。

今、市全体の17年度の病院まで含めた起債の元利償還金、それが約36億7,000万円ほどですので、それと比べるとこれも45%ほどは償還金の中には入っているというような状況にあります。これについては、国ももともと交付税措置というものを認めている制度ですので、そして計算上も確実に需要額に入っているということで、現行の制度の中では確実に担保されているというふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） この関係の最後に、それでは17年度においてのこの補てん額というのは幾らだったんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 申しわけありません。

先ほど申し上げたところなんですけれども、合わせますと16億6,300万円補てんをされているというような状況にあります。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 概要が大体わかってまいりました。

次に、2番目の財政指標についてお伺いをいたします。

これは土別の財政全体の中で、特に経常収支比率と公債費ということについてお伺いをするわけなんですけれども、御承知のように財政収支比率、いわゆる市税、地方交付税に占める義務的経費、そのほかにも物品等もありますけれども、おおむねこの3つが中心であります。人件費、扶助費、公債費、これが17年度決算で見ますと94.2%。全国的にはどうかというと、指定都市を除く一般市町村、これは16年の数字でありますけれども90.5ということでありますから、約4ポイントほど多いわけであります。

そういった中で、当然これらの指数が16年から少しずつ上がってきている。これは一般的に数字が上がることはいいことですが、この数字が上がるというのは、これはいろいろ問題があるわけでありまして、これらについて今後どういう方向に行くかということなんですけれども、例えば人件費でいえば、今後いわゆる団塊の世代の方が多く退職されるというようなことを考えますと、こういった比率は多分下がってくるんでなかろうかと。それは先ほど申し上げた3つの義務的経費の中で占めるもので、こういうものも下がってくるであろうと。

更に、市税、地方交付税、後でお伺いしますけれども、地方交付税については新たな交付税の新型というようなこともありますから、それは後でお伺いします。

私は、何といたってもこの自主財源の確保ということは極めて重要でありますから、どうやってこの市税を増収させるかという問題。御承知のように税源移譲の問題で19年度から市税は増えるということでありますけれども、一方、交付税はその分下がるということがありますから、そういうことから考えると、市税の増収を図るための方策という観点から質問をさせていただきたいと思います。

これは、やはり地域の産業の振興、例えば基幹産業であります農業であるとか農林業、こういうものの振興をすることが必要であろう。御承知のように21年から始まります上土別地区の国営農地の再編整備事業、総事業費約130億円といわれておりますけれども、こういう事業への地元参入という面にも意を注ぎながら、更に林業振興については21世紀の北の森づくり、あるいは森林整備事業、こういうものを十分に促進をして、更に商工業についてはラブ士別・バイ士別の運動などを更に推進することによって、農工商連携による地域の活性化を図って、地域の担税力をどうやってアップさせるかということが、私は今後の地方財政を確立、安定していくために極めて私は重要な課題でないか。更に、そういう方向に財政の中で自主財源を確保する対策を今から進めるべきでないかというふうに考えますけれども、この点について所見をお伺いいたします。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 先に、経常収支の比率の状況について私の方からお答えいたします。

委員さんがおっしゃられたように年々上がってきておまして、仮に土別、朝日が13年度も一緒だったというふうに置きかえると、その当時は87.7%ぐらいだったんですけども、17年度の決算では94.2%。更に18年度の今見込みでは、それを若干やはり上昇するのかなというふうにとらえております。これについて、16年度に経常収支比率を算定する上での大きな要因となる地方交付税、これが16年度に大幅に削減になりまして9億ほど下がったということで、全国的にも急激に伸びているというような状況にあります。例えば17年度の全道でいいますと、90%未満というのがもう11市しかないような状況になって、残りについては90%を超えているというような全国的に厳しい状況になっていると。

ただ、土別市の場合、経常収支比率、ほかと一緒に悪いんだというのではなくて、認識としては、土別の場合、基金残高が少ないということで、それから立て直そうとするときに、その基金に頼った財政運営ができないということで厳しいという状況にあります。

あと、うちの状況で申し上げますと、これから仮に人件費を抑制した、職員が減っていったというようなことがあると経常収支比率が下がっていくだろうというお尋ねですけども、例えばうちの場合でいきますと、5億円経常的な歳出が削減されると、今のところ1億円につき1%ぐらいずつ経常収支比率が下がるということになりますので、5億円減ったら90%を切るというような状況にあります。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） いかにして依存財源ではなくて自主財源を高めていくかという点で、税収に見ますところが非常に大きいと。しかし、もともと土別市は税源には恵まれない町ということで、その点では地方交付税に大きく依存しながら財政運営をやってきたと。

私は最近、国と地方の関係を黙って見ていた場合に、あらゆる分野で、国があって地方があるやのような地方分権、あるいは三位一体の改革というのが進められてきていることは、まことに率直言って残念だという気持ちであります。そんな中から、都市と農村の格差がどんどん生まれていっていると。私は、やはり都市というのは農村を壊してしまったらだめだと、農村があってこそ都市が成り立っているわけでありますから、そういう意味では都市と農村とはすごい相関関係があって、共存共立をしていくような、私は国の政策をきちっと立てるべきではないかと。

その中で、今例えば商店街の皆さんも、中央では景気が回復したと言ってあんなにテレビや何かで報道されているのに、全く地方といいますか、この北海道ではその実感がしないのは一体どこにあるんだろうか、こういうのも大きな1つの疑問です。

私も商店街の問題にも特に気を使っておりますけれども、やはり商店街も極めて元気が出ない。シャッター通りがどんどんできていってしまっている。これは単に土別だけの問題ではない。そうすると、この土別の場合に置きかえて考えてみますと、農業はいろいろ難しい環境下

にはありますけれども、この土別においても基幹産業であるということについては、これはいささかも変わるものではないという認識はしっかり持ってなきゃならん。その基幹産業である農業をしっかりと発展させて、そこに定住する若い人方が居づくようになれば、私は今の商店街にばらまきのような小出しの政策をやっていくということは非常に難しいんで、むしろ農村をしっかりとつくり上げていくことが商店街にも反映して、私はまちづくりの大きな原動力になっていくのではないかと。そういう意味で、私は今これから北海道が、特にどういう北海道、21世紀のグランドデザインをするかという点では、何といても今の北海道は食と農と、それから観光というふうに言われております。

例えば土別の場合も、今よく道東と道北の農業のことがよく比較されるんですけども、道東は、非常に昔は畑作という共済制度もない中で、自立する根性がそこでしっかりでき上がったわけですね。それで、いろいろな創意工夫といかにして付加価値をつけるかということでは、都市に目を向けてどんどんとやってきたと。道北について見ますと、やはり米がかつて百万石の米どころとittedただけに、米中心で来た。それで、それはそれでよかったんですが、40年中盤ごろから転作の時代に入ってきた。そして、かわった作物の奨励金をもらいながら、逆に公共事業花盛りの時代があったわけですから、それに依存するような体質の中で、これはやっていかれるというような状態が長い間続いてきた中で、いざ公共事業がこんなに落ち込んできた、あるいは米の値段はもう既に1万2,000円の時代になっちゃった。さあ、どうしたらいいんだろうかというのが今の状況そのものを反映しているんじゃないかと。その歴史的にはです。

私はこれからこの土別が発展していくためには、今、先ほど国営農地の再編整備事業の問題もありましたけれども、ああいった事業についても、ただこの地域のことだけに事業者が動くということじゃなくて、そのことはちょっと別にして、これからの北海道農業をしっかりとつくり上げていくための米の主産地なら主産地域、そういった適地適作的な考え方で、既にもう武徳では北拓というのが畑作を中心にした加工工場を持って、そして人員にしてみてもパートも含めて39人、そして最盛期になりますと74人の従業員がそこで働いていると。あるいは酪農にしても、デイリーサポートというのは非常に今農林水産省の畜産局の方からも大きな期待をかけられて、あれは一つの画期的な私は酪農の搾乳に対する飼料を配給するという、すごい私は改革的なことをやった。そういうふうにして変わっていけば、私はこれからの町のいわゆる振興策にも、まちづくりというのは、基幹産業の農業をしっかりとやっていくことによって商店街の振興発展にも私はつながっていくものであると、これが一つあります。

それから、交流人口を高めていくという点がありますので、今取り組んでいる北海道ブランド化にぜひ持ち込みたいというのは、私はサフォーク小羊だと思っております。こういうものをしっかりとつくり上げていくのには多少時間がかかりますがけれども、もう既に一気に熱い私たちの思いが伝わって、北海道内でも、また全国的にも、このサフォークが要するに高級食材として、各ホテル等々、レストランからも大きな注目が集まって、安定的な生産さえしてくれ

ば幾らでも高く買いますと、そこまで言ってくれているわけですから、そういう努力の集積がこの町のしっかり税源をつくっていくでしようし、元気が出てくる私は要因になっていくと。そういうことを目指して、こういった羊の問題についても特に力を入れてこれからやっていかなきゃならんと。

それともう一つ観光面で言えば、先ほども池田委員から観光のこともいろいろありましたけれども、今までは、どちらかという旭川から稚内まで、本当に道北というのは観光の不毛地というふうに言われて、もう自分たち自身がそれを決め込んでおたわけですけども、しかし今、稚内まで行く間に羊飼いの羊と雲の丘のような、ああいった環境の中でロケーションを背景にして食事をするようなところはないということがわかったわけです。そして、更にあの中にはすばらしい自然がたくさんあると。

それを今、旭川の動物園に置きかえてみても、今韓国からソウル便が4便入っていますし、今オーストラリアからも入るよとということで相当運動をしておりますんで、ああいう人方が見るものは旭川にあるよと。でも、土別に来たらおいしい食べ物があると、そんなキャッチフレーズで、旭川の市長に、私は前にのぼりを立ててあそこで商売をさせてもらおうと言ったこともあるんですが、その意味では、旭川市自身もこれから地域の都市に対していろいろな影響を及ぼすようなデータを出すべきでないかと。どんな人が入って、どこへ流れて行って帰っているのか、そういうものを知りたいとか、そういう中で効率的な連携をすることによってこの地方は変わっていくんだと、変えなきゃならんと、そういう意気込みで私は取り組まなかったら、いつまでも何かこう閉塞感が漂っている中からはどんどん人は離れていってしまう、そんなことを思っております。

感想といいますか、私のふだん思っていることを率直に申し上げましたんで、御批判があれば、していただければありがたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） これからのまちづくりにも関係あることも含めて、財政問題、市長の熱き思いを語っていただきました。ぜひ、それを実行するように、今後とも御努力をいただきたいと思えます。

私も、かねがね農協にいたときからも、私の持論はやはり地域の活性化というのは、農業、あるいは林産業という基幹産業が十分に栄えて、そのことによって得る付加価値といいますか、そういうものが1次、2次産業に波及する、こういう社会といいますか、そういうものが地方においては僕は基本だろうという持論も持っておりますし、今もそのことについては変わりません。そういう方向で、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、この項目は実は入れてなかったんですけども、御承知のようにここ近年、先ほどちょっと触れましたけれども、財政収支をとる場合に歳入不足分について基金取り崩しということで、ずっとここ数年やってきたと思うんですが、これが例えば17年度末6億7,000万、これが18年度末では3億4,000万円に減る。18年度の予算はこれから出てくるんでしようけれ

ども、多分基金の取り崩し等で歳入と歳出のバランスをとるだろうと思います。そうすると、基金残高が極めて減少していった、なかなか財政上そういった手法がとれなくなる時代が来るんじゃないかと、そういうことも懸念されるわけであります。

その中で1点だけお伺いしたいのは、今年度新たに合併特例振興基金11億円というものが新規積み立てということに入っております。これは、今年初めてだと思うんですけども、この基金の性格といいますか、これらについてはどういう背景があるのか。更に、この目的はどういうところにあるのか、この1点、ちょっとお伺いをいたします。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

この基金につきましては、合併のための国の支援施策の1つとして、国が支援のために認めている合併特例債、通常ですとこれは建設事業に充てるための起債ということで、たしか46億とかと計画をしているわけですけども、それ以外に合併後の地域住民、あるいは合併後のお互いの地域住民のその一体感の醸成をすると、そういった目的で国が起債措置で支援をして、それを積み立てた原則的には利息を運用して振興に充てるというような目的で、国が支援をするというようなことになっております。そして、これも11億円積むための95%、10億4,500万円ということになると思いますけれども、それを国の方で起債として措置される。その7割を交付税で補てんするというような制度になっております。

それで18年度、今国とも協議しておりますけれども、協議が大体調ったということで、今後積み立てて、この利息を運用していきたいと。そして、今のところ5年間積み立てれば5,000万円ほどの利息が出るということになると、それを合併後のいろいろな統合した事業や何かに、ソフト事業や何かの財源に充てていくというような計画を持っております。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） ちょっと関連をして申し上げますけれども、例えばこの基金がどんどん減っていったってゼロになったといったときに、その財政収支はじゃどうとるんですかと。当然この一般論としては、歳入の範囲内の支出と、これは一般論で言えばそういうことはもう十分わかっているわけですけども、ただ、この状況を見ますと、11億円を積み立てると、目的積み立てが15億4,000万円ということになりますね。この調整基金が減少していった、この基金は10億円あるんだと、でも目的があるから使えないと、こういうことになると思うんですけども、例えばこういう目的積立金のうち、財政調整基金に回すというような方法というのはとれるんですか、とれないんですか。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 目的基金というのは、どうしても例えば市民の方からの寄附によってのその目的に応じて積み立てるとか、条例上その目的を定めて積み立てているという基本がありますので、お金がなくなったからといって、それを取り崩して財政不足に充てるというのは本来的ではないということふうには考えます。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりました。

次に、実質公債比率についてお伺いをいたします。

決算では16.6%。御承知のように、17年度から公営企業債の一部も含まれたために少し高くなったのかなというふうにも思いますが、これは18%が一応警戒ラインというふうに言われておりますから、あと1.4ポイントぐらいしかないわけでありまして、これらについても、当然、今後十分にこの辺を注視をしながら進めなきゃならんだろうと思いますが、これは数字的な結果に対する比率ですからなかなか難しいと思うんですけども、例えばですよ、例えば今後、病院のもう既に認定終わっておりますけれども、病院等において、この累積不良債務が今以上伸びていった場合に、この経常収支比率というのは多分上がるんだと思いますけれども、そういう考えでよろしいかどうかお伺いいたします。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 実質公債比率ということでよろしいですね。

（「はい」の声あり）

お話にありましたように、実質公債比率は17年度では16.6ということで、これが18%を超えると、適正化計画を策定しなければ起債の借り入れをできないという制限を受けるようなことになるわけですけれども、今のところ18年度の見込みとしても16.2%に下がるというような見込みもあります。これにつきましては、先ほどお話しいたしましたように、起債の残高のうちに交付税で措置される部分というものが計算上差し引かれることとなります。それで、本市のように過疎債等有利な起債を使っているというような状況もあって、近隣の同じような財政状況の市から比べると、18%近いですが、低い状況にあるというような状況にあります。

今後も起債残高が減っていきますので、総じて減っていくというような見込みにありますけれども、これらは一般的に、先ほど申し上げました経常収支比率も同様なんですけれども、計算上の分母となる普通交付税、この総額によって、もう物すごく変動するというような要因もあります。それで今後は、そういったものが上昇しないように計画的な借り入れに努めたいと考えております。

あと例えば病院の収支不足がこれ以上増えたらということのお尋ねですけれども、今の病院の収支不足については、今年は繰り入れを出しておりませんので影響ないんですけれども、仮にこの収支不足を全部一般会計が見るといいうようなになると、この実質公債比率というのも、それにつれて上がるというような仕組みになっております。それで、例えば病院の不良債務分を5億上げて計算するというようなことになると、0.2%ぐらいの今の現状での上昇ということになります。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今説明いただきましたように、17年度の関係についてはいろいろお話を伺いました。

18年度も既に7カ月を実は経過してあるわけで、あと5カ月ということでありましてけれども、端的にお伺いしますけれども、そういう状況の中で、17年度、先ほど申し上げた経常収支比率も94.2、それから実質公債比率が16.6と、一般のラインより少し高い。これをある程度安定ラインに持っていくという努力が必要だと思っておりますけれども、その18年度の見通しについて端的に、手短かにひとつ御回答をお願いしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 18年度の見込みにつきましては、先ほど経常収支比率で申し上げましたように、経常収支比率は若干上がる。実質公債比率については0.4%ぐらいは落ちる見込みにあるというふうな現状です。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） では、最後に17年度の不用額 その前にちょっとお伺いしますが、今いろいろな情報で、いわゆる新型交付税の導入が来年度から始まるというふうに聞いております。いろいろな情報ですね。これは、私が知っている範囲では、従来の交付税のいろいろな算定基準があるわけですが、今回の改定では人口と面積というものの割合で算定されるであろうということからいけば、当然下がるのではないかとこのふうにも思っておりますけれども、これについての状況、今の知り得る範囲で結構ですから、新型交付税の見通しについてお伺いをいたします。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 新型交付税の関係ですが、今の市町村の算定で53項目ほど、その交付税の算定は行われているんですが、それを36項目に減らして、その減らした分を人口と面積で計算しようというようなものでございます。国の需要額ベースで41兆あるうちの5兆円を新型交付税に回すというようなことのように思いますが、これが人口と面積の比率をどれぐらいにするかということで非常に注目されていたんですが、これが今のところ、人口を10、面積を1というような試算で国は動いているようです。

ただ、これの最終的な決定は今後ということになっておりますけれども、総じて言えば人口密度の高い市町村の方が有利になるのかなと。土別市は人口密度が低いということで、不利な状況になるのではないかなというふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりました。まだ不確定要素があるわけですから、なかなか今後だろうと思います。

では最後に、17年度の不用額、総額では4億200万円ほど出ているわけですが、これは先ほど池田委員からもお話がありましたように、いろいろな努力によって歳出が削減された。これは大変結構な話ではありますけれども、私は、内容を見ますと、例えば4億2,276万円、決算書を見ますと不用額が出た。このうち金額の大きなものだけ比較してみると、総務費で6,172万4,000円、約10%。民生費で1億3,368万8,000円、8%。農林関係では3,163万4,000

円、3.1%。教育関係では5,340万4,000円、3.4%。職員費では5,271万9,000円、2.9%。こういう状況であります。私は、これは今後の予算編成がこれから始まると思うんですけども、そういう中で、余りにも大きい差が生じるということは決して好ましいことでは、私はないだろうと。減ったということはいいということになりますけれども。

したがって、これから予算編成に当たっての積算等については、十分に厳密に積算の上、ぜひそういう方向で積算をしていただきたいというふうをお願いをするわけですが、この点はいかがでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

不用額の関係、例えば老人医療費とか乳幼児医療費、そういった扶助費関係につきましては、どうしてもその受給者数や何かが確定できないということで、足りなくなったときに慌てて補正するということがなかなかできないということで、これにつきましては、ある程度余裕を持って見るといった場合もありますし、工事費や何かにつきましては入札によって必ず執行残が出るといったものもあります。あと人件費等につきましても、当初見えていたよりも時間外手当が少なくなったといったようなことで、ある意味そういった部分については、財政の方でも不用額が出るものとして財政運営はしているわけですが、こういうような厳しい財政状況なものですから、例年の予算編成のときでも、不用額がなるべく出ないように過大な見積もりはしないようにということで予算編成方針等でも徹底しているわけですが、これからはなるべく不用額が残らないような財政の予算編成の中では……。

（発言する者あり）

決して別な事業に使うということではなくて、厳しく精査はしながら予算編成はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（伊藤隆雄君） 以上で終わります。ありがとうございました。

副委員長（粥川 章君） 田宮正秋委員。

委員（田宮正秋君） それでは、17年度決算審査特別委員会における総括質疑を行いたいと思います。

まず初めに、公共事業についてですね。

いわゆる落札率については、昨日、斉藤委員から詳しく質問があり、答弁がありましたので、高落札率についてはよろしいんですけども、低い方ですね。

最低価格というのがあって、それを下げて札を入れましたよと。それで一応、ストップになりますわね。そして、どういう積算をしたのかと、そういうのを調査をすると思うんですけども、そこら辺のまず例えば前にも私は、解体工事、そのときに極端な金額が入って、これはどうなっているんだと、そのように本会議場でやったことがあるんですよ。そのときに、いや、つくるんじゃないんだから、ぶっ壊すんだから、そうしたらあとは整地するだけだからそ

れでいいんだと、そういうような答弁だったと思うんですけども、今回もそういうふうな非常に低い、17年度でも低入札が4件ですか。これ低入札と書いてないやつでも71%とか、そういうものもありますんでね。そういうものの考え方をまずお伺いしておきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

低入札の考えですけども、これは入札によって過大なダンピングとかそういったものが行われると、結果として適正な公共工事が行われないうようなこと、それとか下請のしわ寄せだったり、労働条件の悪化とかという、そういったことのおそれがあるということで、これも全国的に導入されてきているものですけども、地方自治法の中で、最低の業者を落札としないことができるといったようなことがあります。それで、本市といたしましては、その手法として予定価格の3分の2から100分の85の間の中で、現場管理費の5分の1に直接工事費、共通仮設費を合算した額を調査基準価格として、それを下回った入札があった場合、それについて低入札価格調査委員会というものを開催いたしまして、その中で協議をして入札者を決定するというような状況を行っております。

その調査基準価格からの中の判断ですけども、直接工事費なりを見て、それが本当にその工事が適正にできるかどうかといったようなことを判断して、場合によってはそのまま落札者として決定する場合がありますし、状況によっては、そのまま工事はその金額ではできないだろうという判断がなされれば、2番札の方に工事をお願いするといったようなこともあるという状況でございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 例えば、17年に行われた北部団地の解体工事ですよ。これは予定価格が936万6,000円。落札したのは64.35%で602万7,000円です。330万円ぐらい下げて落札しているんですよ。そして、決定した理由が、本工事においては固定物の設置ではなく解体工事であること、解体工事の実績がある、このとった業者ですね。処分費を除いてはすべて自社で対応できること、リサイクル法の対象工事であることやマニフェストにより対応することから不法投棄は考えられないことから、施工に当たっては設計どおり遂行できると判断し、落札をすると、こういうような理由で64.35%でもいいですよとなっているんですよ。

もう一つも、17年度に西土別職員住宅ですか。これは79.66%ですけども、これも解体工事、やはりそういうふうになっていると。

そうしたら、これからは解体工事にあっては幾ら安くあれしてもできるなど、そういう考えですか。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 解体工事につきましては、17年度までは低入札制度の対象としておりましたけれども、18年度からは、解体工事というのは物をつくるというものでないということから考えると、これに合わせなくていいのではないかとということで、制度からは外しております。

す。

低ければいいのかということになりますけれども、これまでのことでいけば、やはり極端に低いという場合は、自分のところで処理施設を持っているというような方がたまたま低い額だったというようなこともありますので、例えばよそにその処理や何かを発注するということになれば、そんな低い額では当然落札ということにはならないんじゃないかなというふうには考えております。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今のあれから言いましたら、それじゃ落札する、この解体に関しては、業者も限られてくるということですか。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 業者が限られるというわけではないんですけれども、解体できる土木業者等が解体できますので、そういうところに、皆、指名して頼むことになると思いますけれども、たまたま昨年までの低い落札率で入札したところは、自社で機械を持っていたり、自社で処理できるということだったということですが、その他のところでいけば、やはり通常の落札率になっているということになります。

その解体業者が特定されるというわけではございません。土木業者であれば、どこでも解体は指名できるということになります。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ですからね、どこでもできるんです、そういう建設業者ですから。ただ、安くやるとなったらね、やはり当然限られてくると思うんです。

ですから、今後は、17年度まではこの低入札であれしたけれども、解体工事においては、今度18年度からは、安くあれしても低入札とはならんと、そういうようなことなんですね。

今、例えば、もとはA、B、C、Dまでありますよね、ランク。今はCまでですよ。そうしたら、今Cの業者というのは、昔でいったらDの業者が全部Cになっているということですか。今何社ぐらいいるんですかね。

それ、後でいいです。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） やはり業者さんというのは、ここにあるけども、実際の安く入れた場合に、例えば資材だとか人件費だとか、いろいろなものが正規でちゃんとした積算をやっていますよと。道単価、道単価でやっていますよと。ところが、落とすのは経費なんですよ。経費で落とした場合においては、若干低価格より下がってもいいですよ。ところが資材が間違った単価を入れて、それが原因で例えば安かったと。そうしたら、いや、これはこの工事はできんよと、そういうふうになって、同じ低価格でも経費で落とした場合はいいですよ。資材単価でおかしくしたらだめですよ、そういう基準でやっているということですね。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） ただいま委員が言われたように、経費で落とす分については、資材等が落ちていけませんので基準に乗った安全な施工ができるということで、落とさない。資材費で落とされる、例えばこちらが指定していないような部材を使って経費が落ちているというような場合になれば、それはやはり適正な工事ができないだろうという判断になって、指名はしないということになります。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 確かにこの低価格であれして、この1本だけなんです。いわゆる低価格で入れたんだけど、調べてみたら資材が設計のやつと違ってたと。だから、あなたの業者はできないんですよ。81.66%を落としたんだけど。そして、その次に安いところ、88.58%の業者に行っただけですよ。

ただ、過去にも、武徳のモーターのそばの橋の上部なんていったら1,000万円下げましたよね。1,000万円下げても、いや、うちは本社経費を見てないですから、これでいいですよ、それだったらいいですよ、そういう経緯も過去にはあったんですけどもね。ただ、そういう大きいところはまた別にしまして、小さい業者、特にほとんど低価格で入れているのはCクラスの業者ですよ。こういう業者というのは、やはり真剣なんですよ、これ。仕事がなかったら従事者はいるわけですから。そうしたら、少し安くしてでも何とかとりたいという中でね、やっていると思うんです。

ですから、そういった中でやっているんだけど、これ例えば道の事業だったら、例えば500万円があれですよといったときに490万円入れたらだめですよ。一発で。500万円の最低価格になっていて、それに490万円を入れたら、そうしたらその業者はだめですよ。そうしたら510万円の業者が、はい、いいですよ、そうなるんですよ、道の場合ね。だけど、今の市の場合だったらそういう制度じゃないから、500万円ですよというところに490万円入れたら、はい、積算書を出してくださいと、出したら、その490万円の根拠がいわゆる経費で、Cクラスでしたら、もう社長さんもダンプも乗るかわからん、重機も乗るかわからん、スコップも持つかわからんと、そういった面でうちはできるんですよ。だから、仕事がないから、こうやってやったんですよ。そういうことでやったんだけど、その最低価格よりもまだ安い人がいてね、そっちに行くという、今の制度はそうなんですよ。

今、きのうの齊藤委員のお話にありましてとおり、皆さん今Cクラスの会社も持っていると思うんですけども、ソフトがあって、それを全部やるんですよ。こういう例えば5億だ、6億だと、3社JVのそういうところだったら、もう各社1社ずつ全部もう積算して、各社がね。そして、合わせて見て違っていたら、どこが違うんだという中で、頭の業者はもう真剣ですから、やはりね。それだけ比率もあるし。そういったまた真剣になっているし、小さい業者だってもう大変なんですよ、今仕事なくて。その中でやっていて、こういう1番で安くやったんだけど、ちょっとだめだったから、だめですよとかね。

そういった面で、そういうのは、そういうふうに変えていけないですか、今。例えば安くと

るところは、今、事前公表ですから。例えば800万円だとしたら、じゃ実行予算で何ぼできるかと。砂利は立米2,500円だけれども、実際に価格は2,500円で積算するんだけれども、よし、何とか2,000円で買うだとかね。そうやって実行予算を組んで、赤にならん程度で札を入れたり何かして真剣になってやるわけでしょう。だから、そういった面で、そういう解体だったらそんな何ぼ安ければいいんですよという考え方だとかね、そこら辺をちょっと特にCクラスの業者というのは大変ですから、いろいろな面で配慮していただきたいと思うんです。

それで、仕事がなかなか大変だという中で、春先の工事ですね。これは平成6年3月からだと思うんですけれども、ゼロ市債工事。これは、ゼロ市債、3月ですからね。3月の議会で議会ですね。議会で債務負担行為をするんですよね。そして、工事を3月に発注する。当然とした業者さんは、対銀行的にも市と契約したら銀行の対応もいいでしょうし、そして春先に仕事も雪が解けたらかかれる。そうすると、働く人にもいいと、そういうことで、ゼロ市債、ずっと平成6年3月からやってきているんですけれども、これは新年度も新市となってそういう形でやっていく計画なのかお伺いいたします。

副委員長（粥川 章君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） まず初めに、低入札価格制度の関係と最低制限で少しお話がありましたんで、その点を私からお話ししたいと思いますけれども、例えば、仮の話で申しわけございませんけれども、予定価格が1,000万円の工事に対して100万円という札を出した場合に、低入札価格制度も、最低制限価格制度もない場合には落札させると、こういったことも考えられるわけでありまして、最低制限価格制度か、あるいは低入札価格制度を用意しておくことによりまして、業者の方が誤った数字を出しても落札、こういったことをさせない方法としてどちらかがあるだろうと。

そうした中で、土別市の場合、過去においては最低制限も低入札も持っていなかったわけでございますけれども、いろいろな制度の改正の中で、やはり最低制限価格制度については、最低制限価格より更に下を出した場合に一発でそれは落札だと。そういったことよりも、低入札の最低を指定していく中で、それが低かった場合に、それが正しいのかどうかと中身を審査してから落札を決定する方がよりよいだろうと、こういった方針が国の方でも示されていく中で、私どもとしましては、最低制限価格制度ではなくて低入札価格制度について平成14年度から導入した経過がございます。

そうした中で、今、財政課長からも中身についてのいろいろなお話があったわけでございますけれども、私どもとしては、やはりさきに話をしましたとおり、例えば落札業者がその工事を完全に履行できるのかどうかと、こういったことに対して一番の注目をさせていただく中で、最低制限価格を下回っていた場合に業者選定をいろいろと考慮していたわけでございますけれども、そうした中で、委員のお話にもあったように、例えばこういった工事についてはどうだという一例が示されてきたわけでございますけれども、それらにつきましても、いろいろな状況等々を十分加味する中で、低入札委員会の中でもいま一度少しの論議をしながら今後の対応

に当たってまいりたいと思います。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） ゼロ市債の関係について、私の方からお答えいたします。

18年度、今年ですけれども、17年度の議会で議決されて、18年度の予算を使ってやったゼロ市債は7本ございます。これにつきましては、今後も19年度の予算でやるものについては、これからの予算編成にあわせてどんな事業が出てくるのかということもありますけれども、受注者側からすると、早期発注などの面で利点があるというふうに判断しておりますので、これらについては、年に今5～6本程度ぐらいのものについては確保していきたいというふうに考えています。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ちょっと順序が変わりますけれども、いわゆる雑収入から、紙類の分別収集委託事業についてちょっとお伺いいたします。

これは、新聞だとか段ボールだとか、そういうのを二月に1回ですね。そうですね、年6回だから二月に1回、日にちを決めて各自治会を回って行って集めると。それを委託を、1,008万円で業者に委託していると。

それで、もう僕らも何回かやっているんですけれどもね、特にうちの南栄自治会というのは、子供会育成青年部でね、子供会育成事業としてもう回覧板でちゃんと回して、何日の日曜日にやりますと、そういうことで当日はちゃんと案内してね、車でね。そして、子供たちがついて、そうやっているんです。毎年。それで、その2カ月に1回はうちの方にも来ますよね、当然ね、業者さんが。そうしたら、粗大ごみと違って、粗大ごみは前もってやりますからね。そういうやつは全戸を回るんですよね、全戸を。何日にこういうのが回りますよといったら。そうしたら、子ども会でやっている自治会でもそうやって回って、そして全戸を回ると。そういった面で、僕は本当にもうむだが多いんでないかと。これは、もうできた当初から僕は言っていたんですよ。

それで、どうなんですかと。その結果、17年度では764トン集まっているんですね。そして、市には95万2,960円が一応業者の方から入るわけですよ、これね。それで、前にアンケートをやったというんですけれどもね。そういうのを数カ所、その集積所に自治会としてどうですかといったら、「可能である」というところが15、「どちらともいえない」というのが10、「不可能である」というのが47と。これは配布したのは73自治会なんですけれども、市内の自治会というのは何ほぐらい、30ぐらいですか、回っているのは。郊外を抜かしてですけれども。

カレンダーみたいのがありますよね。あれを見たら、市街は大体30なんですよ、市市街はね。

それで、うちの自治会と同じようにやっている自治会、集団で回収してね。例えば17年の春の場合は20の自治会がやっていますよと。秋では14自治会がやっていますよと。でも、この

やっているところも、その業者さんが日にちを決めて回るわけですよね、そういうことですよね。やった自治会においても。だから、そういった面で、本当に、うちらがやっていた後に皆さん出すわけですから、ある程度徹底してやっていますからね。だから、その後回ってもね、出ていないから空気を積んで運んでいるようなものですよね。ですから、私はそれはちょっとむだでないかというのはもう最初から言っているんですけどもね。そこら辺の考え方をちょっとお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

ただいまお話がございましたように、各自治会において回収をしていただいている自治会、市内でございまして約40自治会になろうかと思えます。それぞれ、その中でも自主的な活動といたしまして古紙の回収をしているという実態が確かにございまして、御指摘のように、回収前にそのような活動が行われますと、実際業者が回ったときには極めて少ないというようなことがございます。

しかしながら、それぞれ積極的に子供会、あるいは老人、大人の方を含めて1カ所に集めていただいて、活動してまとまっていた自治会については、そういうようなことで可能なわけでございますけれども、中には、前にお答えしたような形と同じようになってしまいかもしれませんが、高齢社会の中で1カ所のステーションに古紙を二月に1回持っていくというようなことについて、大変だというお声もございまして、そういった方々の中の総体をまとめまして現在の方向をとらせていただいているところでございまして、例えば積極的にそのような形で自治会がどんどんまとまっていたら、そういたしますと、子供から大人の方まで、地域の活動の中としてコミュニケーションも高まっていくというようなことが大きく、地区的にまとまって増えてくれば、当然経費の見直し等も含めて方法を考えていかなければならない時代も来るかなと思っております。

ただ、現在のところは要望といたしましては、アンケートの結果にもございまして「不可能」というのが約半数等もございまして、「どちらでもない」と合わせますと、なかなか踏み切るには難しいような実態にあるところでございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 私は、すべての自治会をそうやってくださいということでは言っているわけではないですよ。

例えば、このアンケートでね、例えばそういう「紙類を従来の収集回数で自治会の各世帯が数カ所の集積所に排出することは可能か」と、「可能である」という自治会が15あるんですよ。それで、「可能である」と回答した自治会にお伺いしますと、「モデル地区として実施される考えはございますか」と。そうしたら、「実施したい」というのは3つの自治会があるんですよ。そうしたら、そういうモデル地区として実施したんですか。

副委員長（粥川 章君） 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 今のお尋ねの15自治会において、「モデル的に実施される考えがありますか」という問いに対して、「実施したい」と答えた自治会が3自治会ございました。実際、モデル的にこの3自治会にお願いした経緯はございません。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） せっかく1、2、3とアンケートしているんですから。そして、2番では「モデル地区として実施される考えがありますか」といったら、「実施したい」という3つの自治会があるんですから、そうしたら実施したらいいんじゃないんですか。どうですか。

副委員長（粥川 章君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 実施してはという御意見でございますが、このアンケートをとった以降も、引き続き同様な活動をしていただいている自治会もございますけれども、その後、これはあくまでもこちらと自治会との間の方の十分な協議も必要になるうかと思しますので、特定の自治会のこの3自治会でございますが、こちらの方との話し合いを進めさせていただきたいというふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） せっかく、こうやって「実施される考えがありますか」といったら、3つ上がったんですから、それはちゃんと今答弁ありましたけれどもね、それはやっていただきたいと思います。

次に、収入未済額についてお伺いいたします。

17年度における一般会計と各特別会計の17年度の決算を締めて、そして18年度になって幾ら収入があったのか、それをお伺いいたします。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 収入未済額の関係ですけれども、一般会計で2億9,086万円収入未済額がございました。特別会計も合わせて、全会計で4億7,156万7,000円収入未済額があったわけですけれども、その後、決算を締めた後に入ってきたものとして、一般会計で1,253万6,000円、全会計合計いたしますと1,895万3,000円、その収入未済額のうち18年度で入っているという状況にあります。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで、まず、この収入未済額というのは不納欠損になっていくのは、企業会計が2年なり3年なりに変わりましたけれども、一般会計の場合は5年ですよ。例えば、これ決算書でありますけれどもね。

本当に会社倒産などによる固定資産税の未納などということで増えていっているんだと、そういうことなんですけれども、ちょっとお伺いしたいんですけれども、4～5年前ですかね、土別は、もう土建屋さん、またはダンプ屋さんとかね、そういうところがバタバタといった時代がありましたよね。そうしたら、そういうところは会社が倒産したら、当然、土地や何かがあれば固定資産税だとか、また都市計画区域だったら都市計画税だとか、そういうのは入

ってこないですよ。それは、そうしたら例えば5年たったら落ちていくんだけど、その前まではもう残っていて、そして例えばちょっと景気がよくなって、例えばその土地を別な会社買ったとしますよね、土地を。そうしたら、そういうときの固定資産税、都市計画税といったら、どういう形になっていくんですか。

副委員長（粥川 章君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤 暁君） お答えいたします。

今ございましたのは、倒産した会社が残している滞納税の取り扱いについてどうなるのかというお尋ねだというふうに思います。

それで、倒産した企業につきましては市の方で滞納処分をしておりますので、時効が中断をいたしますので5年たって時効で落ちるとことはございませんで、ずっと残っていきます。今現在、土別でそのような案件を抱えているのは8件実はございまして、これの税金の対応の関係でございまして、まず企業が倒産した場合、これについては第1抵当権者が当事者となって担保不動産の競売事件ということになって、裁判所にいきます。市の対応といたしましては、裁判所の方に交付要求を行います。その後、裁判所の方で競売にかけまして、それで競売で落札されて換価処分がされますと、その債権額によって案分配当されるということになります。

ただ、この競売が不落札で実は終わってしまうという場合も多くございます。この場合につきましては、この債権が債権回収機構に実は移りまして、債権回収機構の任意売買という形になりますので、市といたしましては、裁判が不調で終了した場合については、直ちに交付要求から差し押さえに切りかえて実は対応をしているということでもあります。

もう一方、今、自己破産申請という部分もございまして、この関係につきましては、新破産法の関係で破産財団と裁判所に交付要求するということになります。それで、一定期間、破産財団の方で資産の処分をいたしまして、その処分ができますと配当という形で市の方に入ります。これも換価処分ができないという部分については、1つは担保権者に戻る、もう一つは債権回収機構に回るということになっております。多くは債権が今民間の債権回収機構に移るという状況になっております。その場合に債権回収機構は任意売買に移りますので、任意売買になった場合に交付要求は効果を発揮しませんので、先ほどと同じように差し押さえをするという状況に実はなっております。

ですから、差し押さえした財産については、どんな形であれ市の税は担保されておりますので、それが第三者に移る以前に、それぞれ裁判所、あるいは破産管財人、あるいは抵当権者から、市の方に協議があるということになっております。その中で協議をしながら、協議が成立した部分については差し押さえを解除をして、その部分が第三者に移るということになりますから、市を無視してその資産が第三者に移るということはございません。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 債権者が市だけだったらいいですけども、やはり銀行だとかいろいろ絡

んでくるわけですね。例えば100万円の固定資産税が残っていましたよと。それが、そうしたら例えば市に入ってくるのは幾らぐらい入ってくるんですか。

副委員長（粥川 章君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） お答えいたします。

例えばの話でございますが、債権その額が総体で幾らあるのかということによって変わってまいりますね。負債総額が例えば1億あって、そのうち市の税金が100万円だと。それで、その物件が5,000万円で売れたということになりますと、その5,000万円に対して債権の持ち分1億と100万円のパーセントで配分になりますので、そうなりますとほとんど入ってこないというふうな状況になりますね。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） だから、例えば100万円あったからって100万円が入ってくるというわけじゃないですよ。ただ、そのかわり今までは固定資産税も何も入らなかったんだけど、所有者がちゃんとした会社というかね、それは移ることによって、今度は固定資産税だとか都市計画税はその会社から入ってくるということですね。そういうことですね。

場合によってはその前のやつは全然ないかもわからんという、そういうとらえ方でよろしいんですか、そうしたら。

副委員長（粥川 章君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） お答えいたします。

基本的にそのとおりでございます、その売買になる前段で債権の配分がされますので、配分されただけで終わりということに実はなりません。ただ、今話がありましたように、新しく所有者が変わって、そこから固定資産税がいただけるということでもありますので、今話しましたように、差し押さえして、ずっとその債権が税ということになりますと、ずっと持ち続けるということになりますので、そういった面では、今そういう状況になっている資産について何とか早く処分ができないかなというふうに考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 早く処分をできないかということ 今、早く処分をできないかという、そういうこと。

副委員長（粥川 章君） 伊藤課長。

税務課長（伊藤 暁君） ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、そういういわゆる塩漬けみたいになっているような資産について、早く第三者なりに所有権移転なりの処分ができたらいいなというふうに思っているというところでございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） とりあえずそういう塩漬けになっているやつがやはり第三者に移ることによって、ちゃんとした今度、固定資産税だとか、そういうのがちゃんと入ってくるんですよと、そういった面では、だれかに早く処分してもらいたいなと、そういう意味ですね。

(「そのとおりです」の声あり)

わかりました。

それで、会社も倒産したら、そこに働いている人や何かもいまして、いろいろな形の中で税の滞納とか、そういうものになってくると思うんですけども、国保会計で収納特別対策費と、これ306万5,000円計上されているんですけども、これの中身といいますか、事業内容をお伺いしたいと思います。

副委員長(粥川 章君) 菅井市民課主幹。

市民課主幹(菅井 勉君) お答えいたします。

収納特別対策事業でありますけれども、これにつきましては、国の補助金というか調整交付金の対象になっておりまして、特に税務課の納税担当の職員が主にやっている部分の収納事業、それから市民への啓発事業ということで、新聞への掲載を含めて、国保税の収納全般につきましてはこの事業でやっているところでございます。

副委員長(粥川 章君) 田宮委員。

委員(田宮正秋君) それで305万円ちょっとなんですけれども、備品購入費というのが173万近くあるんですけども、この中身をお伺いしたい。

副委員長(粥川 章君) 菅井主幹。

市民課主幹(菅井 勉君) 車両の購入がございまして、納税担当の専用車の購入と、それから国保の方で使っておりますパソコン購入をいたしたところでございます。

副委員長(粥川 章君) 田宮委員。

委員(田宮正秋君) 国の事業と言いましたけれども、といいますのは100%国のお金が入るといいますか。

副委員長(粥川 章君) 菅井主幹。

市民課主幹(菅井 勉君) ええ、おっしゃるとおり国の補助事業にのっとってやっております、100%の補助率となっております。

副委員長(粥川 章君) 田宮委員。

委員(田宮正秋君) そうしたら、これはやはり国全額なんだから、また来年も車1台買うだとか、そういう事業も、このほかに収納特別対策ですからね。やはり土別もいるかもわかりませんけれども、国保税の納めていない人たちだとか、そういう人を、札幌行くだとか、旭川へ行くだとか、そういうときもこの国の事業でやるということですか。

副委員長(粥川 章君) 菅井主幹。

市民課主幹(菅井 勉君) 17年度までは国の事業でありましたが、18年度は道の事業に移っております。来年以降につきましても、当面は存続するというふうな情報を得ております。

それから、札幌方面のお話がございましたけれども、税務課の納税担当におきまして管外徴収ということで、旭川、札幌方面に年2回ほど徴収に出向いております、その旅費につきましてもこの事業の中で支弁しているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 例えば札幌にそういう国保税を滞納している方がいると。そういう方は、例えば市民税だとかね、そういうのもちょっと残っていると。そうしたら、やはり行って、国の事業で来ましたと、国保税ね。じゃ国保税を何ぼかもらって、そうしたらやはり市民税あったらね、これは市の単独事業ですからこっちの方だと、そういうふうにはならないですね。だけれども、実際はそうやって行って、国保税だけじゃなくして別な税もあつたら、ちゃんと収納してくるんですよ、これ常識的ですけども。

副委員長（粥川 章君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤 暁君） お答えいたします。

納税担当の方は、市税と国保税あわせて収納業務をやっておりますので、日中の訪問徴収もそうでありますし、夜間徴収もそうでありますし、管外に出た徴収も、税が残っている部分についてはすべて対象として扱っているということになります。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） その部分で、国保税だけは国のあれでやっているということですね。国保税は国の事業として、全額、100% 今は道の事業になっているんですか。17年度は国でしょう。

副委員長（粥川 章君） 菅井主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） 国保税に絡む部分といいますか、関与をする部分につきましては、この事業で支弁しているというか、該当しているということになります。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今後も続いていく、今年から道の事業ということでしょうけれども、そういうのを利用していろいろな形の中で徴収業務をやっていただきたいと思うんですけども、ただ、一般、土別においてはいろいろな形の中でだんだん滞納が増えてきているということで、いわゆる夜間の徴収も、これ昼間働いている方々は当然そうなると思うんですけども、そういうのが実態ですよ。ちょっとお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤 暁君） 私の方から、日常的な滞納整理といいますか、徴収事務についてお答えをしたいというふうに思います。

現在、恒常的な滞納者という方が1,000人を超えておりまして、納税スタッフ4人で、1人が200~250ケース程度を持って実に対応をしているところでございます。日常的には、1日大体10人程度を訪問をしながら対応をしております、日中に面会できない方もおりますので、月大体3回から5回ぐらいの夜間徴収を行っているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 日中働いて夜もそうやるということで、例えば夜間専門のそういう人をとこの考えは持てないですかね、この辺。

副委員長（粥川 章君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤 暁君） 徴収を行っている内容が税ということでございまして特殊な業務でございまして、果たして集金人的な部分が合うのかどうかという問題も実はございます。そういった意味では、そのときは大変なんでそこは違う人でいいんじゃないかというふうには、税務課としては今考えておりません。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） わかりました。

次に、テレビの難視聴地域解消事業についてお伺いいたします。

17年度の決算状況を見て、朝日地区においてテレビの共同受信施設の整備事業、これの内容をまずお伺いいたします。

副委員長（粥川 章君） 川越地域振興課長。

地域振興課長（川越一男君） それでは、私の方からお答えしたいと思いますけれども、平成17年度決算の朝日地区テレビ共同受信施設整備事業ということで367万1,000円ほど決算で出てきております。これは、昭和57年に、町内の9区から13区までの地区のテレビ難視聴解消のため整備いたしました南朝日三栄テレビ共同視聴組合という組合がございまして、そのテレビケーブル、アンテナなどを強化してありました自家用の木柱55本が、24年間経過いたしまして非常に老朽化いたしまして、腐植のために倒木などの危険性が出てまいりました。そのため、平成17年度におきましてコンクリート柱への建てかえを行ったものでございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 最初ちょっとわからなくて、今までテレビの映りが悪くてね、それでやったのかなと思ったら、木製のやつをコンクリートに変えたんだと、そういう事業だということ。

というのは、私も過去に、土別でテレビの見づらい地域であると、そういった面でそれを解消できないかという質問もしたことがあるんですけども、将来デジタルだとか、そういうふうになるということで、その当時もらった資料では7,200万円ぐらい、そういうような数字だったんですけども、今回、過疎計画で平成20年度と21年度で3億2,000万円かけてテレビの難視聴地域の解消をしますと、デジタルを含めてなんですけれどもね。これデジタル化、平成23年ですか。それで、この3億2,000万円の事業の中身をお伺いしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 清水総務課主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えいたします。

総事業費の3億2,000万円の内訳でありますけれども、年度別事業費といたしまして平成20年1億7,000万円、平成21年度に1億5,000万円ということで計上いたしました。その内訳といたしましては、平成20年度におきましては上土別の三望台中継局の機器更新と。あと平成21年度につきましては、共同受信施設の機器更新となっております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） これをやることによって、東丘というか、東山といいますかね、あそこら辺のテレビの見づらいい、そういうのは解消されるんですか。

副委員長（粥川 章君） 清水主幹。

総務課主幹（清水 修君） テレビの難視聴に関して、あそこの桜丘、東山ですか、ということについて受信できるかどうかということでありまして、デジタルが平成20年に和寒、名寄中継所が開局されます。その予定になっておりますけれども、その中継所が開局になりませんと土別エリアの受信状況というのがはっきりわからないということでありまして、どちらにしましても、まずその中継所が開局されないとその内容がわからないということなんです。ただ、アナログに比べますと、地上デジタル放送というのは見やすくなるというふうにお話を聞いております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そうしたら、和寒、名寄のそれが見つからないことには、土別はその状況はわからんということですか。

そうしたら、ここで施設の10カ所、その中には建物障害としてね、病院、保健福祉センター、文化センター、体育館、土別小学校、南西団地、北部団地とあるんですけども、これはどういうことを言うんですか。

副委員長（粥川 章君） 清水主幹。

総務課主幹（清水 修君） お答えします。

10施設でありますけれども、その中には山岳遮へい障害といたしまして、温根別6区共同受信施設、あと南朝日三栄地区テレビ放送共同施設、北一線地区テレビ放送共同受信施設、岩尾内地区テレビ放送受信施設というのが山岳遮へい障害となっております。あと建物障害といたしまして、病院、保健センター、あと文化センター、体育館、土別小学校、南西団地、北部団地が今現在、難視聴ということで、それぞれ共同受信施設として存在しているところであります。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ですからね、その建物障害だとかそういうのがあって、そういう建物障害が6カ所あるんですよ。それをそれがあるから、この3億2,000万円かけてそれを直すんですよ。ただ、これをやることによって、名寄、和寒がはっきりしないからわからないですよというさっき答弁だったですけどもね。そうじゃなくして、そういうの見通してここも4カ所、6カ所と、そういう内容じゃないんですか。

副委員長（粥川 章君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今回、うちの方でテレビ難視聴として対応するというのは、建物で今体育

館とかいろいろありましたね。それは、原因者負担で難視聴が起きている部分については、市が責任を持って難視聴を解消せんきゃならんということですから、現在のアナログでも、今そういう共同受信施設をつけて地域の方に全部提供していると。ですから、もう今ちょうど向かいにあります元のエムテックのビル、あそこにもありますし、プリンスにもありますけれども、それらは、本来で行きますとそれは原因者負担ですから、事業主が責任を持ってやるという建物の計画については、多分現状の中で難視聴になっている、その建物障害でなっている部分については、デジタルになってもその可能性があるだろうということで、その部分については今予算でして見ている、計画に入れていると。

ただ、先ほど清水が言いましたのは、実際に開局してみないと、アナログとデジタルで電波が変わりますので、全体的にどういう状況、全市、土別市内がどういう状況になるかということについては、実際に電波を発信してみないとわからない面が多いという意味のことでございますので、御理解をいただきたい。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ですからね、平成8年に桜丘、東丘関係の難視聴、それをちゃんと見えるようにするためには、これだけかかりますよと、総額7,200何ぼですか、こうなっているんです。ただ、それが現実にやらなかったんですけれども、それが今回20年、21年の3億2,000万円やることによって、そちらの方も解消するんですかということなんです。

副委員長（粥川 章君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 現在、そういう建物障害とか山のかげんになって見えないという以外のもので、今悪いところもございまして、実際に。それらを今回の計画の中で、数字の中で解消できるというものではないということでございますので、それらの状況については、今言いましたように、デジタルに変わったときにどういうふうな状況になるかによっては、それぞれ今後どういう対策を立てていくのかということを検討する必要があるでしょうけれども、現状の中では、今現実に難視聴になって共同受信施設を整備されている施設以外についてどうこうというようなことについては、ちょっと皆目今のところ状況がわからないというのが実態だということですから、そのことによって、今の先ほど言った現状でもなっているものが、場合によってはデジタルによって解消されるところも出てくるでしょうし、一方では、今までアナログで大丈夫だったところが、デジタルに変わってそれがちょっと難視聴になるというようなところも出てくる可能性があるのではないかということについては、実際に電波が発信されるまではちょっとつかみようがないというのが実態ですけれども、今計画で事業箇所上げたのは、現状としてそれぞれ難視聴で、うちの方で責任を持って設備している部分については恐らくそういう形が出るだろうということで、その解消については、やはり原因者が責任を持って解消するというための予算の計画ということでございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今聞いてわかりましたけれども、ただ、やはり僕は3億2,000万円かけて

そうやってやるんだから、当然そういうのも含んでもやるべきでないかという考えなんです。また、そうやる事業かなと思ったんですよ。ところが今あれしてみたら、そうやってデジタルになったらね、もう和寒、名寄の中継所ができて、そうやってみないとどうなるかわからんと。

今、助役さんが言われたとおり、それはそうってから、なおかつそういう難視聴地域が解消しないのであれば、また対策を考えるということですよ。

副委員長（粥川 章君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 対策を考えるということが、それを全部公費でやるような形になるものなのかどうなのかということもあると思います。現状でも、やはり難視聴、それをすべて公費をもって解消するということは不可能に近いというのが現状だと思います。それだけの設備をする分、今言いましたように七千数百万。一地域を想定しても、その程度の経費がかかるということでもありますから、現状のこれからそういうデジタルに変わって難視聴が出てくるということについては、基本的には放送局の方で責任を持って、そういうNHKもそうですけれども、調査をして、そういう対応をしてもらおうというのが我々の今の地方自治体のスタンスでございまして、この問題については、国が責任を持ってデジタル化に、そして地域間に格差が出ないように対応してほしいというのは、全国市長会の中でもそういう要望を国に今いたしているところでございますので、そういった状況を判断しながら、今後そういう現象が出たときに、どうやってするのかということについては改めて検討する課題ではないかというように考えております。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） わかりました。

それで、今、光ファイバー、これは誘致の会をつくって、新聞にもあれしましたけれどもね。計画では東側に350戸だとか、それが終わったら西側に300回線だとか、そういう中で今いろいろ進めていると思うんですけども、ただ、やはりNTTは民間企業ですからね。そういった面で、これだけの件数がなかったらペイしないとか、そういう形で進めていくと思うんです。それで、その会に助役が副会長という形の中で入っていますよね。そういった中で、私は、これその誘致の会の人たちはNTTのそういう代理店みたいな方たちですからね、NTTがこうですよ、ああですよと言ったら、そのとおり、はい、わかりましたとなっていくんですよ。

ただ、東西だけではなくて、土別は上土別もあり、朝日もあり、特に朝日は合併したばかりですしね。それで、僕もちょっと誘い合ったから、誘致準備会には行って、どういうあれかという資料ももらったんです。それで、上土別、朝日は何か難しいというような感じなんです。向こうの企業から言わせたらね。だから、そうじゃなくて、土別市の助役が副会長という形で誘致の会に入ったわけですから、行政として情報の格差だとか、そういうのを早期にあれするために、上土別地区はじゃ何軒あったらできるのか、朝日地区は何軒あったらできるのかとね、NTTと交渉して、何とかそっちの方も、上土別、朝日もできるだけ早くにそうやってやってくれないかと、そういうような考えはないですか。

副委員長（粥川 章君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

今の光ファイバーケーブルとかADSLとか、そういったことでいろいろな通信情報設備をいろいろ行っているわけでございますけれども、国においては、電子政府、あるいは電子自治体を構築、こういった考え方の中で、道も同じように北海道ブロードバンド構想、こういったものを立てていく。そうした中で、士別市においても、同じように電子自治体を構築していきたいという考え方の中で、平成13年度からADSLが、これはブロードバンド化の中にはADSL化、あるいは光ファイバーケーブル等、こういったものを整備することによって電子自治体の構築がなせると、こういった国の考え方を持っている中で、士別市においては、今話したとおり、平成13年度からADSLが整備されてきたと。そして、その後の平成16年に多寄、17年度に朝日地区ということで、ブロードバンドの一環としてADSL化がなされてきております。そして、今年6月から、上士別町においてもADSLの設備に向けて誘致活動に現在努めている、こういった状況にある中で、士別市内もブロードバンド化を図っているわけでございます。

そうした中で、インターネットの発達によって、文字等から映像、あるいは音楽配信ということで、大容量化がどんどんと進められていく。そうした中で、士別市内の有志の方々も、光ファイバーケーブルの設備というのが、今後のブロードバンド化を更にランクアップさせるためには光ファイバーケーブルの設備は大事でないかと、必要だろうと、こういった形の中で市民の有志のお話の中で、NTTも委員からお話あったとおり、ある程度の加入者を確保しなければ光ファイバー網は設備できないと。

初期投資に相当な経費がかかる中で、そういった一定の加入者がいなければ設備はできないと、こういったお話の中で、一定の加入者を集めるために士別光ファイバー誘致の会を設立していく中で、何とか早期に光ファイバー網の設備ということで今対応しているわけでございますけれども、今お話にあった、例えば上士別地区、あるいは朝日地区でも、同じように士別市として考えていけば光ファイバー網の整備を図るべきではないかというお話でございますけれども、例えばこの誘致の会の準備会の中での民間事業者、通信事業者のお話でございますけれども、例えば上川の中央地区、人口5,000人規模で、もう結構大きな町でございますけれども、そこでもADSL等が約400世帯ほど加入しているところがあります。そういったところにおいても、今の状況においては、民間事業者でありますので、コスト面を考えますとそういったところにはちょっと難しいというお話があったわけでございます。

そこで、私どもとしまして、例えば市内、上士別、多寄、朝日、なぜこういう区分があるのかなということも民間事業者の方に問い合わせしたんでございますけれども、これにつきましては、電話交換局単位が1つの単位であると、こういった結論が言われてきておまして、そういたしますと、例えば上士別地区が1単位、朝日地区が1単位、そして多寄地区が1単位、こういった考え方でいきますので、そういたしますと、今お話しいたしました上川の中央

地区の町との状況等を振り返ってきますと、光ファイバー網については、私どもとしては現段階ではちょっと難しいのかなとは思っておりますけれども、ただ、究極的に今後のデジタル化、コンピュータの発達等々を含めると、まずはADSLの早期促進、こういったことに重点を置く中で、今後の推移を見ながら光ファイバー網の設置についても鋭意努力していきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 確かに向こうの企業が言うのは、東350、西300という、600。ただ、ADSLを使っている人は結構多いと思うんです。それで、光ファイバーのじゃ本線は土別どまりかといったら、上土別、朝日まで行っているわけでしょう、本線は。だから、そこから引っ張ればいいんじゃないかと言ったら、いや、そういう問題じゃないというかもわかりませんけれどもね。だから、やはり過疎計画でも光ファイバーのこれは、計画がちゃんと将来に向けてなっているわけですから。ですから、せっかくこうやって中央でそうやってやっているんですから、これは行政が入るわけですから、行政側としては、ぜひ上土別も朝日もと。

ADSLをやったって、今わかりますよね。どれだけ遅くなってきているかというのは。僕らもやっていけばわかるんです。どんどん遅くなってきているんです。それで皆さん、そういうのができたら光と走ると思うんです、若干のあれで。

ですから、今答弁がありましたとおり、強かに誘致の会のNTTの代理店が天下のNTTにやれなんて言ったって効果ないですからね。行政としてちゃんと上土別と、特に朝日、そういうところにも強く申し入れしていただきたいと、このように思うんですけれども、どうですか。
副委員長（粥川 章君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） そういった関係でありますけれども、市としましては、まず上土別地区のISDNということで、通信容量が極めて同じインターネットの中でも遅いわけでございますので、まずことと、土別市内の光ファイバー網の整備、これをまず先に進めていく中で、その第2段階として、多寄地区とか、また朝日地区、こういったものについても、光ファイバー網の整備等々については鋭意努力してまいりたいと、こういうふうに考えております。

委員（田宮正秋君） 上土別何軒だったらできるとか、朝日何軒あったらできるかとか、そういう資料もNTTから聞いてくださいよ。

以上で終わります。

副委員長（粥川 章君） ここで、午後3時50分まで休憩いたします。

（午後 3時31分休憩）

（午後 3時50分再開）

副委員長（粥川 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 先ほどの田宮委員の御質問の中で、建設工事の指名競争入札の参加者の格付の関係の答弁が漏れておりましたので、ここでお答えいたします。

市内の土木工事の関係につきまして、Aランクが17社、Bランク2社、Cランクが32社。建築工事、Aが9社、Bが8社、Cが18社。電気工事がAが3社、Bが4社、管工事がAが3社、Bが7社、Cが12社。あと水道施設の関係で、Aが3社、Bが4社、Cランク3社という状況になっております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 菅原清一郎委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、総括質問をさせていただきます。私がラストバッターでありますので、限られた時間ではありますが、元気出していきましょう。

それでは、大きなくくりで4問と、その内訳として13問あるわけですが、今までそれぞれの委員が質問をされた部分については重複する箇所もありますので、できるだけ簡潔に御答弁いただけますようお願いしておきたいと思っております。質問も短くさせていただきます。

それでは、最初に本市の財政運営計画についてということをお願いしたいと思います。

最初に、合併によっての影響はということではありますが、合併によって人口分も朝日町分が1,802人程度ですが増えておりますが、市の財政状況が一段と厳しい状況下にあって、必ずしもメリットばかりが先行した嫌いが合併によってあるのですが、1年を経過した現在、実際に当初、合併前に予測していたような歳入歳出になっているかをお聞きしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

まだ合併後わずかしかたっていない17年度の決算の状況ということですが、今の時点では、合併前に推計した財政計画とは、そう大きな変動というのはございません。

ただ、歳入面で、合併のときのメリットとして考えていた普通交付税の算定がえ、それにつきましては大体予測どおり歳入となったというような状況ですが、特別交付税の方の支援で、これは3年間で4億というルールになっておりますけれども、その1年目で2億交付されるということで、これについては実質交付は上乘せされているわけですが、別に全国的に災害がすごく発生されたと、そして発射台がすごく低くなったというようなこともあって、当時の推計からは特別交付税は変動しているというような状況にあります。

その後、18年度予算においても、大体合併のときの推計とは、今までのところは大きな変動はないというような状況にあります。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そうということであるということではありますが、合併効果が小さいので財政計画ではそれぞれ収支不足が生じているので、当然のように基金からの取り崩しで今のところは対応しているということではありますが、基金残高は、平成18年9月末現在でもって14億

9,000万円となっております。この中の財政運営には使えないものを差し引くと13億3,000万円ということであるようでありますが、これは、当然のように合併特例基金、先ほど伊藤委員の質問にもあったわけですが、その基金を含めた金額だと思っておりますが、この基金の18年度当初は、それが一点と、18年度当初は18年度末で約17億円の基金残高を見込んでおるわけですが、現在既に3億近く超過しておるんでありますが、今後の見通しについてお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

ただいま、委員さんがおっしゃられた14億9,000万円、これは今年度の9月末に出した状況ですけれども、これは基金の繰りかえ運用の分も含まれておりまして、今現在の市の財政状況を考えて、一時借入金にかえて、これらの基金を年度内、歳計現金に一たん入れて、そしてまた、その年度内に戻すというようなこともありますので、その残高が14億9,000万円ということですが、それを本来基金に戻した状況で考えてみますと、17年度末で土地開発基金とか国保の準備基金とか通常使えないような基金を除いて、普通で使える基金で残高が13億2,600万円ございます。18年度の予算で、それから5億1,700万円を取り崩す予算を立てております。そして、お話にありました合併特例振興基金、これを11億円積む予定ですので、予算上の残高としては19億1,000万円ほどになるのかなというふうに考えております。18年の予算のときに示させていただいた数字17億円よりは、17年度決算を迎えて一定程度基金の取り崩し停止ができたということもあって、その時点よりは増えております。

今年度につきましても、18年度、3億3,000万円ほど財政調整基金を取り崩す予定をしておりますけれども、それについても、今後の税の状況とか特別交付税の状況によって一定取り崩しができれば、状況が若干変わっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そうですから、ただいまおっしゃいました合併振興特例基金、約11億円が入って約17億円ぐらいの残高見込みだよということでもあります。まさしく、これが合併によってもたらされたメリットの大きなことだと思います。これがなければ、また大変な財政危機に陥っていたのかなというふうに思うわけですが、私が3月の予算委員会のときに、この合併特例基金のことを質問した経緯があるわけですが、この基金についての運用の仕方ですね。いま一度この機会にお聞かせいただきたいのと、それから、今課長が答弁の中でおっしゃっていましたが、基金の繰りかえ運用、このことについて、いま一度もう少し詳しく、この目的とあわせて、この資金の使途についてお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 合併特例振興基金の関係ですけれども、先ほども伊藤委員のところでお話しさせていただきましたけれども、これの本来の目的というのが合併後の住民の振興を図るということがありまして、これの借り入れに際して、今道とも協議をしているんですけれど

も、なるべく金利の稼げるような運用を図って、一応今のところ5年間、例えば金利1%の金利のもので5年間そのまま据え置いておきますと、ちょうど大体5,000万円ぐらいになるというようなことから、今のちょうど合併特例区事業、それが5年後に特例区事業から普通の事業に移行されるということになりますけれども、その事業のうち、こういった形で事業が再編されるかという問題がありますけれども、それらの残った事業のソフト事業が主になりますけれども、それらの財源として一定程度活用していきたいということで道の方とは協議をいたしております。

それと繰りかえ運用の関係ですけれども、これは、通常、市の会計運営で国の補助金とかそういったものが、事業実施をしているにもかかわらず3月まで入ってこないとか、そういったようなときには当然歳入不足になるということで、これまでの土別市の方では、主に金融機関からその資金を借りて、そして国の補助金なりが入ってきたときに、それを返済すると、年度内で返済するという格好で財政運営を行ってきました。この一借りというのは、制度上、歳入歳出予算にも入りませんし、決算上にも入らないというものなんですけれども、それを金融機関から借りるのではなくて、朝日町と合併して、基金の残高についてもこれまでより余裕ができたということもあって、それを有効に活用しようということで、銀行から借りるよりは自分で持っている基金を現金にかえて運用をしていく、そういった手法を現在とっているところでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 繰りかえ運用は、そういうことで金利を払う必要がないからということで、そして、なおかつ年度内にまた戻すんだということを確認できましたので、オーケーだと思います。

ただ、若干、今特例基金の資金の運用については、5年間で1%程度、5,000万円ぐらいの預金利息を見ているんだということでありますが、現行の金利情勢から見ると、こういうことが少し甘いよということと、あわせて現在17億円程度の基金残高の中で、この11億円をきっちり担保して基金として運用せずに据え置きできるのかということが非常に不安であります、その辺ちょっと甘いかなというふうに思います。

と同時に、今後、合併の後期の部分の平成23年から27年度にはその合併効果が出て、行政予測では余剰金が出るように合併協議会の中ではお話があったわけでありまして、その余剰金は基金に積み立てて後々に備えるとあるんでありますが、先ほどの1%の5,000万円の金利のまだもらってもいい、その予測している予算とあわせて、少し楽観視してはないかなと思うんでありますが、その辺の見解をもう一度聞かせてください。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） まず、金利の関係ですけれども、通常の今の定期預金であれば、ストレートというか、黙って定期預金に置いてストレートで金利がつくというものについては、お

っしやるように0.2%とか0.3%と、それしかないという状況ですけれども、大きな金融機関や何かでやっている、金融機関にある程度の運用を任せて、最低の利息を1%とかそういう設定をします。そのかわり、そういったものについては5年間崩すことができないというような制約もつきますけれども、今、それらについて一番リスクが少ない確実にできるもの、リスクが当然高くなれば金利等ももう1.7%とかというのものもあるようですけれども、そこまではできないということで、リスクのない中で1%程度の金利がつく商品を検討していきたいというふうに考えております。

すると、これが5年間崩せなくて済むのかというようなことですが、今の財政計画の中では5年間は崩さないで活用していきたい。大幅にその情勢が変わったりするということが出れば、その5年後に例えば一たん原資を借りると。それは、歳入予算を通して借りるということも可能性がないわけではないですけれども、そういった際には、必ずその分については、今度は予算を見て償還をしていく計画をつくりながらやっていかなきゃならない。そういった際は議会にもかけなきゃならないということで、今のところは5年間は何とか金利確保のためにも確保していきたいというふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 当然一生懸命頑張っていたきたいと思いますのですが、その1%の今見ている5,000万円の金利についてはリスクを必要としないようにということでありますが、当然のように、民間の金融機関に預託してもその部分は当然のリスクはあるんですが、これだけの金利を生むような財源の方法、例えば有利な国債を買うとかいろいろあるんでしょうが、それは決して自治体の機関ではやってはならんことだというふうに思うんですが、それを一点確認しておきたいのと、当然のように、今5年間は頑張っただけで合併後期の方には、この基金を財源として持っていきたいということであるわけですが、非常に力強い御答弁をいただいたわけですが、北海道が道州制の実施に伴って、これから税源の移譲とか国庫補助負担金の削減が実施された場合、こういう資金がこれからいつまでも据え置きしておけるとは限らないわけでありまして、非常に大変な危険性もあるわけでありまして、今非常に我が市でも、本市でも財政の健全計画に向けていろいろ頑張っておられて、その計画書もそろそろ仕上がるようでもありますけれども、どうか一生懸命頑張ってください、合併に生じていただいた大きなメリットを生かして、市の安定した財源に今後使えるようにしていただきたいと思います。

それから次に、交付税の見直しということで、これは先ほどからいろいろ出ていますので、簡単にで結構なんですけれども、人口の減少がこれからありますし、合併前期の財政計画によりますと、18年度の一般会計においては164億円に対して、平成22年度の前期の最終年においては150億円の歳入見込みがされているんですけれども、交付税の見直しについてだけ簡単をお願いします。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 交付税の見直しということですが、先ほど伊藤委員の中でお

答えいたしましたけれども、新型交付税とかそういったこともありまして、これからの見通しというのがどういうふうになるというのがなかなか明確にはお答えできないんですけれども、ただ、今のところ、旧土別も旧朝日町も17年度の国調では人口が減ったということもあって、その人口の減少等については、これはもうどうしても見込んでいかなきゃならない。今後についても、人口が何人減るかというのは定かでないものですから、北海道で出されている試算に基づいて人口の減少分等も見ている。例えば土別の場合ですと、1,000人減ると1億4,000万円の需要額が減ってしまう。朝日地区の方では、100人減ったら3,000万円交付税が減っていくというような状況で試算をしているところです。

あと18年度が165億円の収入で、22年度150億円ということですが、これは合併時のときに財政計画を策定いたしましたので、その収入ということで、本来、一般財源ベースで出せばよかったんですけれども、これには投資的経費と、そういったものも全部含んでやっております。そうなりますと、その年度年度の建設事業等によって、大きく歳入、歳出というのが変わるといような状況になります。この数字だけ見て、結果15億円も減っているから大丈夫かというように、そういった判断にはならないんですけれども、ただ、先ほどもお話ししたように、交付税とかそういった一般財源の総額というものがやはり22年度までは減っているというように状況、そういったことから、今回はその財政健全化計画をつくって早急に財政の立て直しを図っていかうとしているような状況でございます。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） はい、わかりました。

次に、私どもも議員をやっていて、いろいろな市の負債とか起債とか公債費だとか、いろいろな名称を聞くわけですが、それを聞くたびに、やはり素人の人たちとか一般市民の人たちに非常になじみの薄い用語であります。行財政用語というんですか。私は、こういう時代になってくると、私どもの町はどれくらいの起債を持って、これからどういうふうに町がなっていくんだろう、あるいはまた、いろいろな報道でもって、同じような町が破産するとか、そういう状況で、非常にいろいろな話題の中でこういう市民の中にも話題性があるわけですが、どうか負債額とか、あるいはまた、こういう基金の預金額とか資産、負債の勘定を勘定科目で簡単にでも結構だから、だれが見てもその状況がわかるように、そしてまた、その返済計画はこういうふうにしていくんだよと、そして、いつの時点では我が町はこういう財政目的で、目標を立ててやっているんだよということがやはり一目瞭然わかるような資料が必要ではないのかなと。いろいろな資料を本市でも出されておりますし、先ほどからお話もあつた資料の内容についても十分にこれから考慮していただきたいなと思うんですが、議会だよりもあるから、私どもも当然のように、それを報道していかなきゃいけないんですが、簡単な回覧板程度にも使えるような資料として、1年に1度なり、2度なりは、市民の皆さんに、そういう土別市の財布の状態はこうだよということをお知らせいただきたいなと思うんですが、そのことについてはどうでしょうか。

それからまた、あわせて関連があるのでありますが、例えば非常に交付税の大幅な減少がこう考えられるこういう中でありますので、そんな形の中で市民税、市民の皆さんに与える影響の度合いがこの時点ではおおよそ予測もつかないんでありまじょうが、きのう、きょうのいろいろな委員の質問の中にも出ておりますが、その辺の考え方ですね。簡単に聞かせてください。時間がないので手短かにお願いします。

副委員長（粥川 章君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 市の財政状況の公表の関係ですけれども、特に借金の状況や何か、今注目されておりますので、そういったものにつきましては、よその町や何かで、僕らも見てもすぐくわかりやすく出しているようなもの見たことがありますので、そういった状況の公表については今後考えていきたいというふうに考えております。

それと、税の関係ですけれども、税負担をどうしていくのかということですが、今の健全化計画の方では、使用料、手数料といったものの見直しといったことは計画の項目に盛り込んでおりますけれども、税の方はどうしても全国的に標準税率を使ってやっているというところがほとんどです。それそのものを、今制度が変わって地方分権ということで制限税率とかが撤廃されて、市町村で独自で上げられるといったものもあるんですけれども、そういったところまではまだ検討されている市町村もほとんどないということで、当市でも考えていないと。

ただ、軽自動車税が1.2倍から今度1.5倍に引き上げられて、地方もそういう引き上げるような努力をなささいというような国の方針もあって、道内の市町村でも検討しているところもあるようですけれども、うちの財源計画の中では、これらの中の税の見直しといったところまでは、まだ踏み込んでいないというような状況にあります。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、次の通告の質問に入させていただきます。

森林整備計画ということでございます。

平成17年度の決算の中に、21世紀の北の森づくり推進事業が実施されております。国・道の63%の補助事業であります。これはパーセンテージはちょっと割り返ししているわけですから定かではありませんが、土別市の林業振興事業については、そんなに事業自体が多いわけでもないんですが、今後の財政状況は国・道・市においても非常に厳しい中でありますが、国は環境対策とか京都議定書の約束事の上からも、森林、特に新植造林事業に大きな予算が、こう措置されるように聞いておりますが、市ではその状況についてはどういうふうにとらまえていらっしゃるでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 池田農林振興課主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） お答えいたします。

国の森林に対する考え方は、木材資源の活用から、国土保全や地球的環境問題等への対策として位置づける中で、森林の持つ多面的な機能を最大限に発揮させるために、国・道の予算は

厳しい情勢の中においても、お話のように森林整備に対する相応の額を確保しております。本市といたしましても、森林は市民生活に欠かすことのできない水源涵養、山地災害、防災機能、保健保安機能等、さまざまな機能を有しておりますので、貴重な財産として森林を守り、育てていくことが必要であると考えております。

しかし、森づくりを進めるためには長期にわたり計画的に手入れを行わなければならない、多額の経費も必要となりますことから、国や道で実施している補助事業を活用しながら施業を行うこととなりますので、市といたしましては、国・道による施策に対応した予算確保を図りながら、土別市森林整備計画、土別市森林施業計画等に基づいた計画的な森林整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 総論みたいな考え方が出てこないんですけれども、それはそれとして、こういう機会でありますので、たまたまさきの林業活性化議員連盟の席上でも、この国の事業が、環境税がこれからどういうふうになるかわかりませんが、そのことを使って新植事業を大いに推進するんだよという方向づけであります。そういうときに、本市においても、そういう施業箇所が、もし、その時点ですぐ取り組めるように計画がされているのかと思って質問をしたわけですが、今、大ざっぱな答弁でちょっとわかりませんが、こういう機会に、もしあれば、やはり調査研究する必要があると思うんですが、そのことはどうでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 池田主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） お答えいたします。

施業に関しては、民有林につきましては土別地区森林組合さんの方で主体としてやっておりますので、私どもも、毎年、土別森林組合さんとも相談しながら、その年その年の施業の部分の計画を打ち合わせしながら実施しておりますので、森林所有者の方々がこの場を施業したいと、そういう部分も、私どもは柔軟に対応して森林整備の推進を図ってきているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 民有林のお答えがあったんですけれども、やはり市にも相当量の市有林があるわけでありまして、このことは、合併時にも朝日地区の森林の整備状況と本市の土別地区の森林の整備状況にかかわる問題が非常にこう論議されたわけですが、やはり相当量の経費がかかるということで、なかなかその事業に踏み切れないということは十二分に承知しておりますし、新植した立木が資産として活用できるまでは相当な、半世紀以上かかるわけでありまして、なかなか計画もちょっとやそっとの資金ではできないわけでありまして、朝日町時代も国からの、あるいは道からの有利な補助事業があったからこそできた事業であります。しかし、国が環境対策ということでこれからやらなきゃいけない事業でありますので、十二分に、本市においてもそういう事業が飛び込んできたときには手を挙げられるような状況にしておき

たいと要望しておきたいと思います。

それから次に、民有林治山と林道についてお聞きします。

特に治山事業については、土別市の事業の中には非常に少ないというふうに考えております。民有林治山事業ですから、ある程度の法の規制というか、当然のように保安林が指定されなければその事業が行われなとか、あるいは少し前までは国有林の敷地内にかかる施設にはそういうものができないとか、いろいろハードルがあったわけですが、最近は非常に、そういうハードルが撤廃されて事業が取り組みやすくなった。

ただ、民有林という一つの大枠は、これはあるわけでありまして、この本市においてはこの事業の実施はあるのかということを確認したいし、これは災害の未然防止のためにも、市内のそういう山地についての調査などは市の方ではされているのかお聞きしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 池田主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） お答えいたします。

土別市におきましては、山地災害の普及を目的に、昭和33年から55年まで、温根別、武徳、中土別地区におきまして事業を実施しております。あと朝日地区につきましては、昭和45年から事業が始まっておりまして、山からの土砂流出等を防ぐための災害防止のため実施しておりまして、朝日地区におきましては最近も実施しておりまして、17年度に2カ所、平成18年度に3カ所、事業を実施しております。これが事業の実施状況でございます。

続きまして、調査の関係なんです。森林の状況につきましては年間を通して変化を続けておりまして、災害の未然防止を図るためには常に的確な状況を把握することが必要になりますことから、土別地区の市有林、民有林につきましては、森林管理巡視業務を土別地区森林組合に委託し、年間を通して倒木など各種森林被害の確認や山地災害の未然防止に向けた状況把握のため崩落箇所等の確認、これを行っております。また、台風や低気圧などの異常気象の際には、森林内や林道、作業道への風倒木の確認作業や山地災害に対する早急な確認も行っております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 事業の取り組みについては、朝日地区は45年からやっているということですが、相当数、朝日地区においては、それぞれの山地治山事業ということで国有林も含めてかなりの事業をやられていまして、ほとんどの沢がそういう状況に今なっております。しかし、土別地区においては、温根別、中土別では過去にやっているよということですが、かなり、私とするとそういう危険箇所は多いというふうに思っておりますので、山の形態が緩やかでありますからいいのかなというふうなことかもしれませんが、ぜひその巡視も含めて調査は未然にしておく必要があるということでもありますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

次に、山林保有者に対しても、広報としてこういう事業の内容の宣伝をしているかというこ

ともあります。なかなか一般の農地とかと違っていまして、農地なんかは個人負担があるけれども、保安林の中につくるこういう治山事業、あるいは林道については負担はないわけでありますから、この辺の周知を十二分にさせていただきたいなと思いますが、いかがですか。

副委員長（粥川 章君） 池田主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） お答えいたします。

山地災害の未然防止を図ることは、市として市民生活を守る上で重要な内容と考えておりますとともに、1人でも多くの方々に関心を持っていただくことも重要であると考えております。毎年、融雪期が終わり、梅雨に入る5月20日から6月30日までが山地災害防止キャンペーン期間となっておりますので、その時期には山地災害防止PR用のポスター、パンフレットを市民の方々に見ていただくように掲示しております。

今後におきましては、ホームページや広報を通じて山地災害防止に関する周知を行うとともに、例えば山菜とりで山に入った市民の方々からの情報提供にもつながるような形で災害の未然防止が図れればと思ひまして、今後も的確な森林の状況の把握に努めてまいります。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） わかりやすく、ぜひ受益者の皆さんに説明してあげてほしいと思います。

それでは次に、林道整備の関係であります。今年度で道発注の森林管理道、東陽多寄線が終えたということですが、この工事の内容については、総延長等、今までの事業内容について簡単にお知らせいただきたいのと、この林道整備事業にかかわる今後の事業計画はあるのかどうかをこの機会にお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 池田主幹。

農林振興課主幹（池田政幸君） 林道の整備状況、事業内容について御説明したいと思います。

2本ございまして、武徳日進線につきましては、林道開設による利用区域面積、これが381ヘクタールと設定しまして、道の代行事業として実施されております。総事業費3億3,870万円、総延長5,000メートル、全幅員5メートル、車道幅員4メートル、武徳のため池が基点で、多寄東陽地区の名寄風連町との行政区域界が終点となっております。

続きまして多寄東陽線、こちらにつきましては、林道開設による利用区域面積を66ヘクタールということで設定してございまして、土別市が実施主体で実施しております。事業の実施期間は平成14年から17年の4年間でございます。総事業費1億1,200万、路線延長2,063メートル、全幅員4メートル、車道幅員3メートル、多寄町の36線東11号を基点に、東側の市有林内で武徳日進線と合流しております。

続きまして、事業計画なんです。武徳地区から多寄東陽地区にかけて2路線が開通し、朝日地区においても登和里ペンケ線が開通してございまして、森林整備を推進するための林道が3路線、11.8キロ、それと林道として開設いたしました。現在は市道として利用している5路線、総延長19.7キロメートル、更に全市を網羅している作業道を活用することにより、当面、計画的な森林整備を推進していくことが可能であると判断しております。

今後につきましては、森林は日々変化を続けておりますことから、効率的な森林整備に向けた林道整備の要望に応じて、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ありがとうございます。

今後は効率的にということではありますが、林道の使用目的は非常に広範囲であろうと思えます。それぞれの地域間の足ともなる場所でもありますし、森林整備には欠かせない事業でもあるので、やはり今後もこの農、林を基幹産業とする本市においては必要な事業でもあるということから、どうか財政状況が非常に厳しいので、道の代行事業でやっていただけるように関係の皆さんには陳情方はよろしくお願ひしたいものだなというふうに思うわけでありませう。

もう一つこの場所でちょっとお願ひをしておきたいんですが、この林道については冬期間の除雪はしてないと思ひますが、朝日地区のペンケ登和里線の林道についても、まだゲートがされておらない。積雪があるにもかかわらず通行どめがされていないんですね、毎年していたんですが。そのことを早目に徹底しておかないと、中に車両が入っていても、非常に高低差のある道路で冬期間は非常に難しい道路でありますから、事故に入ってもわからないし、閉鎖するんであれば、するということで、そういう管理の方をちょっと徹底していただきたいと思ひますが、この機会にちょっと私の質問の中に入れてなかったんですが、ちょっと要望等をお願ひをしておきたいと思ひますが、どうですか。

副委員長（粥川 章君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 林道の管理でございますけれども、ただいま主幹が申し上げましたとおり、数路線の林道が当面の活用として仕上がったということございまして、今委員からお話ございましたとおり、今後、冬期間もその箇所が開通してずっと行けるのか、あるいは行きどまりになっているのかというようなことは、そこを初めて通られる方はわからないという状況もございませうし、また、今お話ございましたように、これから降雪の時期に入りまして危険も伴うということございませうので、早速これから調査をいたしまして、そういったことがないように対応してまいりたいと思ひませう。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 特に林道は一般車両がなかなか入らないということもありまして、その辺の閉鎖するならするで徹底しておかないと非常に危ないですし、もし事故があっても、先ほど言いましたように発見が非常におくれるという場所でもありますので、ぜひ徹底していただきたい。

土別市内の武徳線、それから多寄線についても、使うなら使うということでやればいいし、でなければ早速もう閉鎖して、通行はしない方がいいというふうに私は考えておりますので、そのことを要望しておきたいと思ひませう。

次の問題は、生ごみ問題について若干ありますのでよろしいでしょうか。

それでは、生ごみ問題については、一昨日、牧野委員の方からも詳しく質問がありましたので、重複しないようにお伺いするのみにしたいと思います。

私が一番心配しているのは、合併以前に、朝日、和寒、剣淵の広域という形で処理場の建設をされたその施設の問題であるであります。これは、当時は、そのつくるときは合併なんていうのは全然視野にも入っておりませんので、それぞれが分担してその施設を運営していこうよということで建設しているわけでありまして、今朝日町が本市に合併して、これから本市の中でこの事業が、新しい施設が建設された場合のことをちょっと心配するわけでありまして、行政的には、おれたちは抜けたんだからもういいだろうということでありますが、非常に心配しているのは経費の部分なんです。

だんだんそれぞれの町も人口が減っていつている中でありますので、当初、平成14年にこの事業が建設された当時から見ると相当数の人口減があるわけでありまして、非常に運営が厳しくなっているのかなというふうに思うわけでありまして。

それとまた、あの施設が今後どれくらいの耐用年数というかな、あるかなというふうな思いもあります。

それと、あわせて、本市が今計画中の処理場の問題であります、そういう施設に広域でこの問題もやはり今後取り上げていく必要があるんじゃないかなと。やはり今、2万3,000人ぐらいの人口の本市の中で、1つの事業をやっていくにしても非常に大変厳しい財政運営が強いられるだろうと、そういう中でありますので、余り片意地を張らないで、そういう基本計画の中に今取り組みされているようでありまして、これが平成19年の実施計画を組んで20年に工事をするんだということでありますが、果たしてこの2万数千人の町の生ごみを処理するだけの施設でいいのかなと。あるいは、もう少しそれぞれの広域でもってこの事業がやれないのかなというふうに私は思っているわけですが、最初にこの施設の問題と、それから朝日町が抜けたこの施設が今後どういう運営が強いられていくのかということをちょっと心配しているものですから、考え方だけお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 深川住民生活課長。

住民生活課長（深川雅宏君） それでは、私の方から現在の施設の状況を御説明申し上げます。

現在、施設は平成14年に建設しまして、年間900トンの処理能力を持っております。平成17年度の実績で申し上げますと、527トンの年間の生ごみ処理をしているということでありまして、施設的には60%の稼働率ということで、まだまだ余裕のある施設と考えております。

今、耐用年数ということでございますけれども、機器が相当、当初計画時期よりも修繕料がかかってございますが、建物的にはまだまだ十数年もつものと考えております。

今までの補修の関係でございますけれども、練り機が当初想定した以上に金属疲労をしているということで、平成17年度におきましても、相当の、500万円程度の補修費がかかったということでございます。

朝日町が抜けた場合の和寒町、剣淵町は2町で運営できるのかという御心配でございますけれども、まず、数字的に簡単に申し上げますけれども、平成17年度の決算で申し上げますと、全体経費で2,245万2,000円経費がかかってございます。これは、平年度化した年よりも約800万ほど増えてございます。というのは、今言いましたように、機器の補修が約500万円ほど増えた。あと補充用のアースラブ菌、この購入に300万円ほどかかったということでございます。このようなことは数年に一度考えられるわけでございますけれども、朝日町が抜けた場合に約20%の生ごみ処理量が減るわけですから、当然全体経費も減少するものと考えております。

一番大きな維持費の要因でございますけれども、人件費分が週6日間稼働してございますけれども、朝日が抜けたといたしましても、4日ではということで週5日間の稼働をしたというふうに仮定しますと、約300万円ほどの全体の経費で減少するのではということで想定しております。旧士別市が負担していたものとこの全体経費が減少したものの差額が和寒町、剣淵町で負担になるのではということで、和寒町でいきますと約145万円の増、剣淵町でいきますと120万円の負担増となるわけでございます。

あと平年度化した経費で申し上げますと、全体経費で約1,450万円ほどが平均の維持管理費と考えております。ここから朝日分が抜けた場合、先ほどと同じような積算をしますと、全体で220万円程度が経費で減少するということでございまして、その分、和寒町、剣淵町の負担増が80万円、剣淵町が約73万円の負担増となるものと考えております。

旧朝日町が士別との合併によって決定した段階で、昨日も牧野委員さんの御質問にお答えしましたけれども、剣淵町、和寒町両町に対しまして、士別市が生ごみ処理施設ができた段階で3町の広域から脱退するにつきましては、口頭ではありますけれども了解を得ているということでございますので、今後の運営につきましては両町で考えているものと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

副委員長（粥川 章君） 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 私の方から、和寒、剣淵町を含めた生ごみの広域処理の可能性のお尋ねがあったかと思えます。

和寒町、剣淵町の家及び事業所からの生ごみについては、今現在、3町広域の処理場において現在処理されておまして、建設時において北海道の地域政策補助金等の導入もありますことから、そういった補助金の制約のことを考慮しますと、現段階では難しいのかなというような思いであります。

一方、これからの利活用計画の中では、和寒町、剣淵町を含めた広域農協の野菜選荷場から出る野菜残渣約2,600トンほどなんですけれども、こういったものも今計画している処理の中に含まれているというような状況であります。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 行政というのは本当に冷たいなということも、今少し、こうかいま見たんですけれども、合併しなかったから仕方ないんでしょうけれども、実はあの施設に対しても

今年も補修費が500万円ぐらいかかっていると。当然のように、あと私どもの本市で今計画されているこの事業が供用開始になるまでは、まだ2年あるわけですか。じゃその間に、恐らくまたその施設に対する補修費の問題がいろいろ出てくるんだろうと思うわけです。建物については、鉄筋ですから、ほとんどまだまだあれなんですけど、恐らくやはりあの処理方法がどうなのかということ、私はそういう技術も何も知識もありませんから、それはいいんですが、一度3町でつくられた施設であるので、十二分に抜けるときにはそれなりのことをしてくる必要があるんじゃないかなと。

あるいはまた、今、主幹からお話があったように、広域処理の中で残渣をこれからこの施設でやろうとするならば、その辺から手を伸べて、ぜひ広域で私はやる必要があるんじゃないかという思いもするわけでありますので、その辺の検討もお願いしたいものだなというふうに思います。

それとあと、この施設についてどういう処理方法とそれから予算規模はどれくらいなのかと。それからまた、資金計画はどういうふうになっているのか。あるいはまた、どんな有利な起債が用いられてこの事業を進められるという計画がされているのか、この機会にこの時点でお話ししたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 今、市の方で計画しています処理方法でありますけれども、有機性資源の発酵を促進させる状態を確保するということから、通気管理による切りかえしという方法、更には菌を使った発酵促進というような方法があるかと思えます。それで、現在JA北ひびきで運営しておりますめぐみ野での処理方式でありますけれども、堆肥の生成期間の短縮を図るために、強制的に空気供給や堆肥原料の攪拌、加温、そういったことをすることにより発酵を促進させ、発酵に費やす期間を短縮させる方法、こういったものも大いに参考になる処理方法というふうに考えております。

それと、御質問の予算規模、それから資金計画等につきましては、平成20年度堆肥化建設計画というお話をさせていただきましたが、実際めぐみ野が総事業費約10億円、それで堆肥計画が年間1万トンという計画からいきますと、今想定しているのが5,600トンほどの堆肥というふうな計画からいきますと、めぐみ野の10億円を参考にしますと、約5億円程度の事業費になるかというふうに思っています。これらの資金計画につきましては、バイオマスの輪づくり交付金2分の1、農林水産省の補助金を活用したいというふうな考えであります。

副委員長（粥川 章君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 今、菅原委員から、合併しなかったから冷たいなど。これは私、全然違うんですね。ということは、既にもう和寒町から給食センターでも、これからの時代というのは、やはり広域的にいろいろなこういった施設の運営なんていうのは特にやっていかなきゃならない時代が来ておりますんでね。和寒や剣淵の方から、土別のその処理方式だとか、今建物はまだ堅牢なんで先々まで10年ぐらいはもつんではないかとか、その一致しない面というの

はいろいろあるのかと思うんですね。でも、和寒、剣淵が、土別が新しいのを今やるんだっ
たら、ひとつ仲間に入れてちょうだいよとか、そういう相談があったら、私は積極的に聞いて
あげなきゃならんということで、先ほどのことは、ひとつ、そんな気持ちではありませんので。
副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 市長の温かいというか広い心で、今後もひとつ広域的に物事をやるんだ
ということを聞いて安心しました。

ひとつ事業の計画が、平成19年に実施計画を組む割にはまだ非常に青写真というか、非常に
どんな工法でやるのかもまだ検討中だということで、本当に19年に計画して、20年にこれ実行
できるんでしょうか。

それとあわせて、2分の1の今補助金だということであるので、じゃ5億円のうちのあと2
億5,000万円ですか、この程度の資金は、じゃ特例債とかそういう資金を使うという考え方で
しょうか。

副委員長（粥川 章君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 今、菅原委員の方から、19年度整備計画、20年度建設計画、ス
ケジュール的に厳しいんではないかということなんですけれども、昨年設立しましたバイオマ
ス活用推進協議会の関係団体とも協議を進めまして、建設がなるべく早急な形でできるよう
にやっていきたいというふうに考えています。

それと、起債の関係で御質問がありましたけれども、交付税の措置のある起債でいきますと、
過疎債、それと一般廃棄物処理事業債などが想定されますけれども、過疎債は、地場産業の振
興、それから農業近代化のための施設など要件が合致しないことから適用しないものでありま
すけれども、計画している施設は、その廃棄物処理法第8条に規定する一般廃棄物の処理施設
に該当するということから一般廃棄物処理事業債の適用となりまして、元利償還金の30%が交
付税措置される見込みであります。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） もう時間がなくなってきたのであれなんです、ぜひ厳しい財政の中で
あるので十二分に考えてほしいんですが、何かまだ基本計画もできてないで、このくらいの事
業を来年度実施計画を組むということも少し無理があるのかなとも思いますが、残渣の関係で
こういうことになっているのかなとは思いますが、十二分に計画していただいて、落ち度の
ないように、失敗のないように、そしてまたこの広域でやられるということも見据えて計画を
していただきたいなということを要望しておきたいと思えます。

そのほかに出している市民の負担云々については、この機会はちょっと省かせていただいて、
あと15分しかないので次の施設の関係の維持管理の問題に入らせていただきます。

それじゃ最後の問題になりますが、時間がありませんが、公共施設の関係の維持管理をどう
していく、あるいはまた維持補修はこれからどういうふうなスタンスでやっていくのかとい
うことでお聞きしたいと思います。

それぞれ各公共施設が非常にたくさんあるわけでありまして、合併によってまた朝日地区の公共物も増えたということで、市内にきのう石川課長のお話では80何カ所ですか、そういう施設があるということでありまして、こういう施設がそれぞれ耐用年数を基準にして改修計画をしているかとは思いますが、各施設それぞれ市民に広く利用されてきているのでありまして、この施設がそれぞれ耐用年数、あるいはまた改修年次を迎えたときに、どういう形でこれからやっていけるのか。

というのは、合併によって同じような施設がやはり朝日地区、あるいは本市の土別地区にもあるわけでありまして、土別自体にも多寄、武徳ということで旧市街がそれぞれ上土別も含めて点在しているということで、それぞれ公共施設が配置されているとは思いますが、今後その辺の施設の施設管理も含めて、どういう形でこの施設を維持していくんだろうというふうのが一つ大きな問題としてあります。そのことから、ひとつ考え方だけ聞かせてください。

副委員長（粥川 章君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 施設の管理の全体的な考えですけれども、確かにかなり老朽化しておりまして、年々維持費が増えているというような状況にあります。

小規模な維持補修の関係については、経常経費の方で毎年予算をつけて、ある程度やっているんですけれども、屋根の塗装とか、今度それ以上の改修ということになると、今のところ毎年の予算査定の中で市長査定で取り組んできたんですけれども、大規模改修となると、今後当然いろいろな各種計画に入ってくるということもありますけれども、合併後、施設数もたくさん増えたということで、今後それを建てかえるというような財政状況にもないということで、予算編成方針の中でも、去年も今年も出しておりますけれども、それらの施設の延命を図るような改修計画をとりあえず策定をしようということで、つい先日も教育委員会の方で、かなり施設があるものですから、策定して、それを見ると、かなりたくさんある。経費もたくさんかかるというような状況ですけれども、それらを改修計画をまずつくって、それに基づいて財政状況を検討しながら、全体の大規模改修については年次ごとの割り振りをしていきたいというふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 財政課長も相当苦労されているようでありまして、余りもう質問もできない状況になってきていますが、ひとつその年次があるわけでしょうが、計画的にやはりこれから策定されるということでありまして、一番問題は、小さな小規模改修、あるいはまた補修に係る問題は、これはどうしても早急にやらなきゃいけないということで、これが大変な金額になっていくんじゃないかと、積み上げることによってなってくるような気もするわけでありまして、当然のように、そこを利用されている方、あるいはまた管理されている方は、大事に使われているとは思いますが、そういう使用に対する考え方も、少しみんなで協力し合わなきゃいけないというふうに思うわけでありまして。

ややもすると、公共のものだからということで乱暴に扱ったりする場合もあるんじゃないか

なというふうに思います。これはモラルの問題なので、ここで答弁どうのこうのではないんですが、ひとつそういうことも市民の中に植えつけられる、あるいは市に訪れる方も認識をしていかなきゃいけないだろうというふうに思うわけでありますので、いろいろな機会を通じて、広報紙などを使って、みんなで大事に使おうということのそういう問題も大事じゃないのかなと思います。

その施設の中で、朝日地区の老人保健センター内の公衆浴場についてなんでありますが、事あるごとに朝日町のまちづくりのお話し合いの中でこういう問題が出てくるし、合併協議の中でこのお風呂については、公衆浴場については、前期の5年間、平成22年までの間にやりましようよということで確認をされております。

ですから、当然のようにこれから計画はされてくるんでありましようが、ここの施設も非常に老朽化しておりまして、特に老人保健センターを活用した中での公衆浴場の設定をしておりますので、風呂のボイラーとかそういう設備に関して、非常に大きな改修が今日までされているわけでありまして、もう限界が来ているようにも思いますし、聞くところによると、また近々のうちにボイラーの改修が必要になっているようであります。

そこでありまして、先ほど私どもは合併協議のことは必ずしも確認はされているが、その時々によって、あるいはその優先順位と申しますか、そういうものについては十分にこれからも協議した中でそれをつけていくということであろうと思いますし、合併協議で確認されたことが、それが必ずしもそれを実行しなきゃいけないということでもないだろうというふうに思います。それは、私は合併協議の一員でありましたから、土別と朝日の合併協議に関しては、皆さんも御承知のとおり大変なエネルギーを使って今日に至っているわけでありまして、そのときはお互いの利益、住民の福祉を守るとか、そういう観点からけんけんごうごうの論議がされたわけでありまして、その中の1つの条件としてそういうものが一応盛り込まれているんだろうと思うんですね。

先ほど、助役が、どなたかの委員のときに、そういう計画はあるけれども、十二分に考慮しながら変更もあり得るんだよということをおっしゃっていたので、私は、そのことも合併協議でいろいろ確認された事項について、年度も含めて、そういうものを更に新しい町になって、新しい市になったこの今日、こういう協議もこれからまたしていかなきゃいけないんじゃないかと思うわけでありまして、その辺の考え方はいかがでしょうか。

それと、今お風呂の関係がありますので、助役から先に聞きたいんです。よろしく願います。

副委員長（粥川 章君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 昨日、斉藤委員の質問の中でもお答えをいたしておりました、合併協議で、いろいろお互いの町が協議をして、一定の合意に対して一つの調整ができた。その考え方はやはり当然尊重されるべきというのは、もうこれは当然だと思います。ただ、それをとっても、今委員からも話がありましたように、それぞれの状況が変わってくれば、その方策、やり

方等も変えていく必要があるだろうと。これは当然、施設の建設とか何とかというものも新市建設計画にも入っておりますけれども、それはそれぞれの状況が急ぐのであれば、ある意味では前倒ししていかなきゃならんものも出てくる。一方では、財政的な兼ね合いからすると若干それからずれていくということだってあり得るわけでありましてけれども、そういったことを十分勘案しながら、今後ともそういう協議で出てきた課題というのは、実現に向けて我々は最大限の努力をしていかなきゃならん、そういうふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 深川住民生活課長。

住民生活課長（深川雅宏君） それでは、私の方から、老人保健センター内の公衆浴場につきまして御説明申し上げます。

昭和52年10月の老人保健センターの完成に伴いまして、11月から営業を始めております。今日まで浴場の配管の改修、給湯ボイラーの更新など施設整備を行いながら運営をしてきておりますが、建設から29年経過しております。委員さんが申し上げましたとおり大変老朽化しておりますので、この施設につきましては合併協議会におきまして新市建設計画が作成され、平成22年までの前期計画の中で地域交流施設整備事業として計画されております。

現在、この新市建設計画を踏まえ、土別市総合計画の策定作業に入ったところであります。振興審議会を初め、地域別懇談会や各種団体とのヒアリング、市民からのパブリックコメントなどなど、策定作業を通じての全体計画案が19年第4回定例議会への提案が予定されているところであります。

そのようなことから、新市総合計画が策定され、この地域交流施設整備事業の位置づけが決まるまでの間は、給湯ボイラー等の機器類につきまして保守点検整備を計画的に進め、市民の公衆衛生に努めたいと存じます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） じゃ、そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

次に、朝日町にある、今これから降雪とともに合宿に利用される山村研修センターの運営に係る問題であります。これはその合併特例区の事業となっております。今後の運営管理はどのようにしていくのか。指定管理者制度も含めてであります。その辺の考え方をきちっとしておいていただきたい。

それからもう一つについては、全市的に市内全般についてのこの問題がいろいろ出てくるわけですが、こういう先ほどの問題にも戻るわけですが、施設の維持管理の統一化はできるのかと。あるいは、または指定管理者制度に向けて全部は無理でも、どういう施設はどうなんだという市の行政側の考え方をお聞かせください。

副委員長（粥川 章君） 林教育部次長。

教育部次長（林 広志君） お答えいたしたいと思えます。

山村センターへの質問でございますけれども、まず維持補修の関係でございますけれども、

山村センターにつきましては築後25年ということで経過をしてございます。これまで外壁の塗装や浴槽の改修、あるいはトイレの改善などを行ってきております。経過年数がいろいろ長くなっておりますことから、今後、給排水設備等のさまざまな補修が予想されます。経過を見ながら、計画的な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、管理運営についてでございますけれども、山村研修センターは開設から今日まで直営で運営してきてございます。利用者のサービス向上のため、本市でも指定管理者制度の導入がなされておりますので、山村研修センターにおきましても、直営がよいとか、あるいは委託がよいとか、または先ほど委員からおっしゃられました指定管理者による運営方法がよいのか、今後検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、菅原委員から施設の全体的な補修の考え方については、先ほど財政課長からも、ちょっと若干御答弁申し上げておりますけれども、全体的に今当市にかなり施設があると。そしてまた、築後相当年数がたっているということございまして、場当たりの一時補修というの、これはもう限界に来ているということもありますので、総合計画の中で、大きなものについては、年次的に、どのものを優先しながら整備計画を立てていくのかということについては、今後全体的なバランスを見ながら計画をつくって、総合計画の中にも反映していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくをお願いします。

副委員長（粥川 章君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 終わりにもう一つ、新市になって本当に合併してよかったなと、そしてこの町に住んでいてよかったなという皆さんのそういう思いを結集して、ぜひ新しいまちづくりのために大いに頑張っていただきたいなと。我々もそのためには惜しまないで一生懸命頑張っている所存でありますので、今後ともよろしくお願ひしたい。

お疲れさまでした。ありがとうございました。終わります。

副委員長（粥川 章君） これにて総括質問を終結いたします。

副委員長（粥川 章君） 次に、お諮りいたします。まだ付託案件の審議が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（粥川 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願ひます。

御苦労さまでした。

（午後 5時00分閉議）